# 平成30年度スポーツ庁委託事業

# 障害者スポーツ推進プロジェクト

(障害者のスポーツ施設利用及びスポーツ参加の課題等の調査研究)

報告書

平成31年3月

株式会社サーベイリサーチセンター

# 目 次

I			既安 …													I
			の目的													
			の内容													
		(1)	アンケー	ート調	間査・・	· • • • •				 	 	 	 	 	 . 3	
		(2)	ヒアリン	/ グ調	間査・・	. <b></b> .				 	 	 	 	 	 . 3	
	3.	事業	の実施	体制						 	 	 	 	 	 4	
		(1)	実施体制	<b>训</b> ···		· • • • •				 	 	 	 	 	 • 4	
		(2)	調査検討	寸会諱	養の開	催・・・				 	 	 	 	 	 • 4	
Π	. 1	調査幸	设告 ・・・		• • • •					 	 	 	 	 	 	5
第	11	章 フ	アンケー	ート	周査(	の概列	要⋯			 	 	 	 	 	 '	7
	1.	調査	実施の	目的						 	 	 	 	 	 9	
	2.	調査	の内容							 	 	 	 	 	 9	
	3.	調査	方法と[	回収;	結果					 	 	 	 	 	 9	
	4.	調査	結果を	見る.	上での	の注意	拿事項	頁		 	 	 	 	 	 9	
第			アンケー													1
			の概要													
			設置者・													
			公立の具													
			所管部局													
			指定管理													
			公立以外													
		(6)	施設の職	裁員数	<u>፟</u> ጟ · · · ·	· • • • •				 	 	 	 	 	 15	
		(7)	資格を保	み 有す	-る職	溳…				 	 	 	 	 	 16	
		(8)	平成29年	F度の	)延べ	利用	者数·			 	 	 	 	 	 16	
		(9)	障害者和	引用者	針数の	把握				 	 	 	 	 	 17	
	2.	障害	者の施	設利	用(作	固人)				 	 	 	 	 	 18	
		(1)	障害の有	<b>手無</b> に	-関す	る確認	認…			 	 	 	 	 	 18	
		(2)	確認項目	∄ · · ·		· • • • •				 	 	 	 	 	 20	
		(3)	確認を行	うう 理	見由・・	· • • • •				 	 	 	 	 	 20	
	3.	障害	者の施	設利	用(国	団体)				 	 	 	 	 	 21	
		(1)	障害の有	言無に	-関す	る確認	認…			 	 	 	 	 	 21	
		(2)	確認項目	∄ · · ·		. <b></b> .				 	 	 	 	 	 23	
		(3)	確認を行	テう理	∄由・・	. <b></b> .				 	 	 	 	 	 23	
	4.	障害	者の施	設利	用(爿	共通)				 	 	 	 	 	 24	
		(1)	利用料金	をの部	}定…	· • • • •				 	 	 	 	 	 24	
		(2)	障害者の	)利用	き断	った組	経験の	の有	無・・	 	 	 	 	 	 25	

	(3) 断った理由と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(4) 障害者の利用を認めた経験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28	
	(5) 追加的に行った配慮・措置・・・・・・・・・・・・・・・・・29	
	5. 実施可能な種目 30	
	(1) 実施可能な障害者スポーツ種目・・・・・・・・・・・・・・・・・・30	
	(2)今後対応を充実させたい障害者スポーツ種目・・・・・・・・・・・・・・・・・31	
	6. 施設の設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32	
	(1) バリアフリー設備の設置状況、および今後の方針32	
	(2) 障害者スポーツ用具の貸し出し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)貸し出している障害者スポーツ用具・・・・・・・・・・・・・・・・34	
	(4) 障害者スポーツ用具の貸し出しを行っていない理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35	
	7. 障害者スポーツの普及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1) 開催された障害者スポーツの普及に関する取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・36	
	(2) 取り組みの告知方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38	
	8. 安全面 · · · · · · · · · · · · 39	
	(1) 障害者の安全な利用のために取り組んでいること39	
	(2) 取り組んでいない理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	9. 自由記述41	
	(1) 自由記述41	
第	3章 資料編/使用した調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第	4章 ヒアリング調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	57
	1. 調査実施の目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	1. 調宜夫地の日的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1. 調査美地の日的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
<i>h</i> .h.	2. 調査の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第	2. 調査の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
第	2. 調査の内容 59   3. 調査方法 59 <b>5章 ヒアリング調査結果の詳細</b> 63   1. 野幌総合運動公園 63	61
第	2. 調査の内容 59   3. 調査方法 59   5章 ヒアリング調査結果の詳細 63   1. 野幌総合運動公園 63   2. 宮前スポーツセンター 67	61
第	2. 調査の内容 59   3. 調査方法 59 <b>5章 ヒアリング調査結果の詳細</b> 63   1. 野幌総合運動公園 63   2. 宮前スポーツセンター 67   3. 磯子スポーツセンター 71	51
第	2. 調査の内容593. 調査方法595章 ヒアリング調査結果の詳細631. 野幌総合運動公園632. 宮前スポーツセンター673. 磯子スポーツセンター714. 駅西むつみ体育館75	51
第	2. 調査の内容593. 調査方法595章 ヒアリング調査結果の詳細61. 野幌総合運動公園632. 宮前スポーツセンター673. 磯子スポーツセンター714. 駅西むつみ体育館755. 滋賀県立武道館78	61
第	2. 調査の内容593. 調査方法595章 ヒアリング調査結果の詳細631. 野幌総合運動公園632. 宮前スポーツセンター673. 磯子スポーツセンター714. 駅西むつみ体育館755. 滋賀県立武道館786. におの浜ふれあいスポーツセンター80	51
第	2. 調査の内容593. 調査方法595章 ヒアリング調査結果の詳細61. 野幌総合運動公園632. 宮前スポーツセンター673. 磯子スポーツセンター714. 駅西むつみ体育館755. 滋賀県立武道館78	61
	2. 調査の内容593. 調査方法595章 ヒアリング調査結果の詳細631. 野幌総合運動公園632. 宮前スポーツセンター673. 磯子スポーツセンター714. 駅西むつみ体育館755. 滋賀県立武道館786. におの浜ふれあいスポーツセンター80	
第	2. 調査の内容593. 調査方法595章 ヒアリング調査結果の詳細61. 野幌総合運動公園632. 宮前スポーツセンター673. 磯子スポーツセンター714. 駅西むつみ体育館755. 滋賀県立武道館786. におの浜ふれあいスポーツセンター807. 安佐南区スポーツセンター83	
第	2. 調査の内容593. 調査方法59 <b>5章 ヒアリング調査結果の詳細</b> 61. 野幌総合運動公園632. 宮前スポーツセンター673. 磯子スポーツセンター714. 駅西むつみ体育館755. 滋賀県立武道館786. におの浜ふれあいスポーツセンター807. 安佐南区スポーツセンター83 <b>6章 考察</b> 8	
第	2. 調査の内容593. 調査方法59 <b>5章 ヒアリング調査結果の詳細</b> 61. 野幌総合運動公園632. 宮前スポーツセンター673. 磯子スポーツセンター714. 駅西むつみ体育館755. 滋賀県立武道館786. におの浜ふれあいスポーツセンター807. 安佐南区スポーツセンター83 <b>6章 考察</b> 8はじめに89	

# I. 調査概要

# 1. 事業の目的

スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、日本各地において障害者が健常者と同様にスポーツに 親しめるようにするためには、各地域で抱える課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備を図 ることが不可欠である。

平成29年3月に策定された「第2期スポーツ基本計画」においても、障害者スポーツ振興のため の体制や方策の充実を重点的に盛り込んでいる。

このことから、本事業では、障害者のスポーツ施設利用に関する実態を把握し施設利用の先進的な事例を調査するとともに、障害者がスポーツに参加するに当たっての施設面の課題等の調査分析を実施することにより、障害者のスポーツ施設利用の促進及び障害者のスポーツ実施のロールモデルの提供に資することを目的とする。

# 2. 調査の内容

#### (1) アンケート調査

平成27年度社会教育統計(社会教育調査報告書)(文部科学省)の対象となった社会体育施設及び 民間体育施設のうち、施設区分が「野球場・ソフトボール場」「多目的運動広場」「水泳プール(屋 内、屋外)」「体育館」「庭球場(屋内、屋外)」「トレーニング場」である施設の中から、無作為に抽出 し、アンケート用紙を郵送配布、郵送回収/web 回収により調査を実施。

障害者がスポーツに参加するに当たっての施設面の課題等を明らかにすることにより、障害者のスポーツ施設利用を促進することを目的に実施した。

#### (2)ヒアリング調査

平成30年度「障害者スポーツ推進プロジェクト(地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業)」(スポーツ庁)を受託した地方公共団体に所在する施設及び有識者の意見を参考にして選定した施設に対して、施設利用の先進的な事例を調査し、障害者のスポーツ実施のロールモデルとなり得る事例を調査した。

# 3. 事業の実施体制

障害者スポーツに関わる関係団体や有識者等で構成される調査検討会議委員会を設置。全3回の調査検討会議を開催した。

# (1) 実施体制

1) 委員リスト

相原 正道	大阪経済大学 人間科学部 教授
小淵 和也	笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 主任研究員

# (2)調査検討会議の開催

1) 第1回調査検討会議

委員:2名

期日:平成30年11月8日(木)16:00~

会場:(株)サーベイリサーチセンター 日本橋事務所

2) 第2回調查検討会議

委員:1名

期日:平成31年2月21日(木)15:00~

会場:(株)サーベイリサーチセンター 日本橋事務所

委員:1名

期日:平成31年2月22日(金)16:00~

会場:(株)サーベイリサーチセンター 日本橋事務所

3) 第3回調查検討会議

委員:2名

期日:平成31年3月15日(金)15:00~

会場:(株)サーベイリサーチセンター 日本橋事務所

# Ⅱ. 調査報告

第1章 アンケート調査の概要

# 1. 調査実施の目的

障害者がスポーツに参加するに当たっての施設面の課題等を明らかにすることにより、障害者のスポーツ施設利用を促進することを目的に実施した。

# 2. 調査の内容

- ・施設の概要について
- ・障害者の方の施設利用について(個人/団体)
- ・実施可能な種目について
- ・ 施設の設備について
- ・障害者スポーツの普及について
- 安全面について
- 自由記述
- ・回答者について

# 3. 調査方法と回収結果

調査対象の抽出方法:平成27年度社会教育統計(社会教育調査報告書)(文部科学省)の対象となった社会体育施設及び民間体育施設のうち、施設の区分が「野球場・ソフトボール場」「多目的運動広場」「水泳プール(屋内、屋外)」「体育館」「庭球場(屋内、屋外)」「トレーニング場」である施設の中から、無作為に抽出した。

調査手法:アンケート調査、郵送配布-郵送回収/web回収

調査期間:平成30年12月7日(金)~12月28日(金)

<回収結果>

	発送数	回収数	回収率
公立施設	271件	131件	48. 3%
公立以外施設	458件	155件	33.8%
合 計	729件	286件	39. 2%

# 4. 調査結果を見る上での注意事項

- ・本文、表、グラフなどに使われる「n」は、各設問に対する回答者数である。
- ・百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示した。したがって、単数回答(1つだけ選ぶ問)においても、四捨五入の影響で、%を足し合わせて100%にならない場合がある。
- ・複数回答(2つ以上選んでよい問)においては、%の合計が100%を超える場合がある。
- ・本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。
- ・回答者数が30未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向を見るにとどめ、本文中では触れていない場合がある。

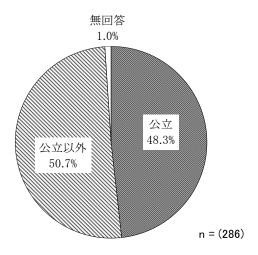
第2章 アンケート調査結果の詳細

# 1. 施設の概要

# (1)設置者

# 問1 設置者は公立ですか。(〇は1つ)

わずかに「公立以外」が高いものの、ほぼ半数ずつに分かれている。

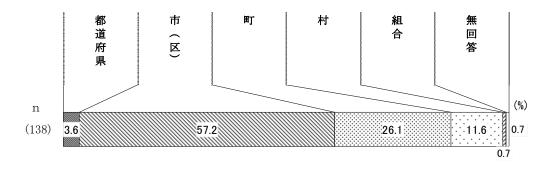


# (2) 公立の具体的な設置者

問1で「1.公立」と回答された方のみご回答ください。

問1-1 具体的に教えてください。(Oは1つ)

公立施設の設置者では「市(区)」(57.2%)が最も高く、次いで「町」(26.1%)となっている。

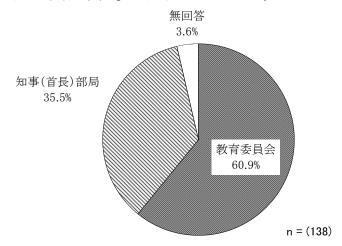


#### (3) 所管部局

問1で「1.公立」と回答された方のみご回答ください。

問1-2 所管部局を教えてください。(Oは1つ)

公立施設の所管部局は「教育委員会」が約6割となっている。

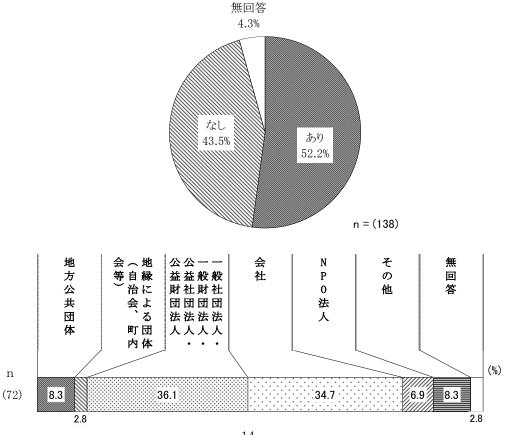


# (4) 指定管理者

問1で「1.公立」と回答された方のみご回答ください。

問1-3 指定管理者の有無を教えてください。(Oは1つ)

公立施設のうち約5割が指定管理者制度を導入しており、その内訳は「一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」(36.1%)と「会社」(34.7%)で高くなっている。

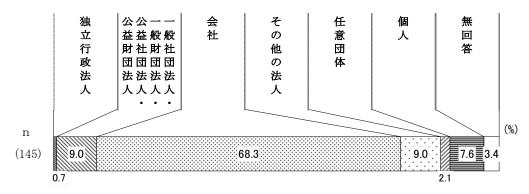


# (5) 公立以外の具体的な設置者

問1で「2.公立以外」と回答された方のみご回答ください。

問1-4 具体的に教えてください。(Oは1つ)

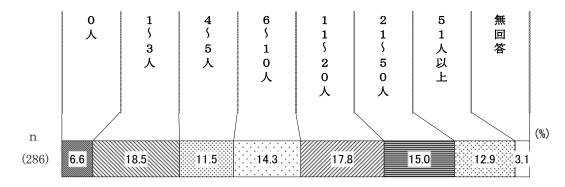
公立以外施設の設置者では「会社」が最も高く、68.3%となっている。



# (6) 施設の職員数

問2 施設の職員数(常勤・非常勤をあわせた数。派遣職員、契約職員等を含む)は何人で すか。

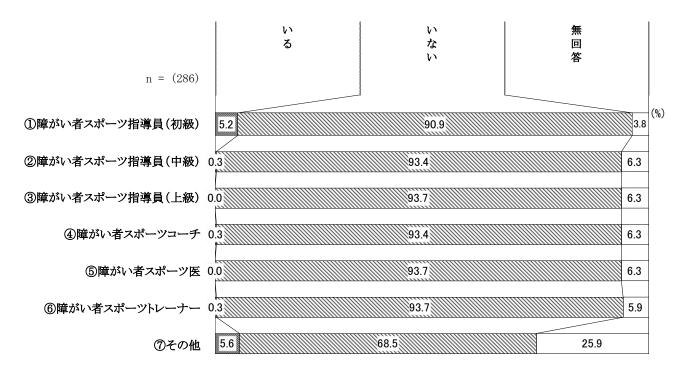
職員数は分散傾向にある。一方で「0人」が6.6%となっている。



#### (7) 資格を保有する職員

問3 各資格を保有する職員数(常勤・非常勤職員を合わせた数。派遣職員、契約職員等を含む)は何人ですか。いる場合は「1. いる」に〇をつけたうえでその人数をご回答ください。いない場合は「2. いない」に〇をつけてください。なお①~⑥は、(公財)日本障がい者スポーツ協会公認に限ります。

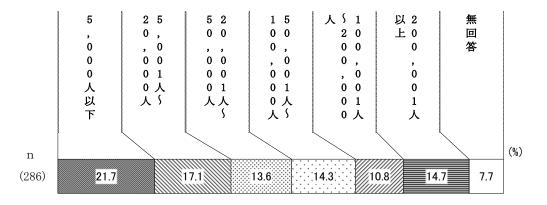
各資格とも「いない」が9割台となっている。また"⑦その他"では「健康運動指導士」が多く挙げられている。



#### (8) 平成29年度の延べ利用者数

問4 貴施設の平成29年度の延べ利用者数を教えてください。

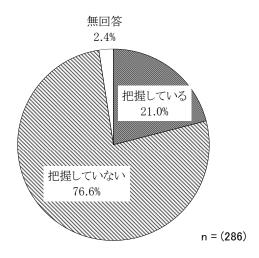
「5,000人以下」(21.7%)が最も高く、延べ利用者数が増えるごとに低くなる傾向にある。



# (9) 障害者利用者数の把握

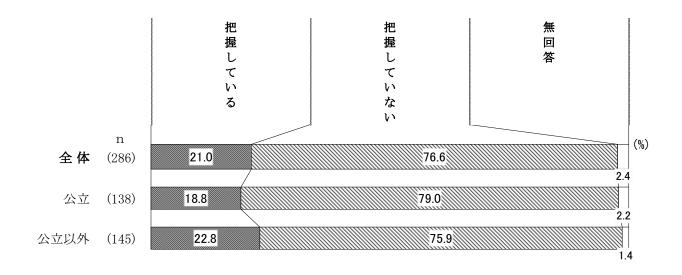
# 問5 貴施設の平成29年度の障害者の方の延べ利用者数を把握されていますか。(〇は1つ)

平成29年度の障害者の方の延べ利用者数を「把握している」は2割台前半にとどまっている。



# 【設置者別】

設置者別でみても大きな差は見られなかった。



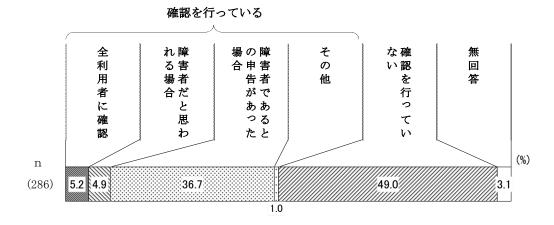
# 2. 障害者の施設利用(個人)

# (1) 障害の有無に関する確認

問6 貴施設では、個人利用申込時に、障害の有無に関する確認を行っていますか。

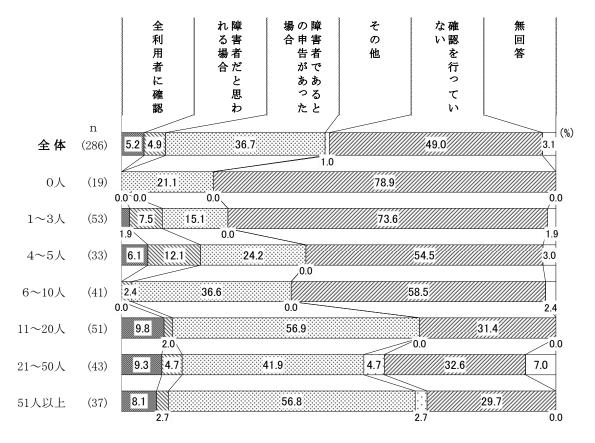
(0は1つ)

「全利用者に確認」(5.2%)、「障害者だと思われる場合」(4.9%)、「障害者であるとの申告があった場合」(36.7%)と「その他」(1.0%)を合わせたく確認を行っている>は47.8%となっている。 一方、「確認を行っていない」は49.0%となっている。



#### 【施設の職員数別】

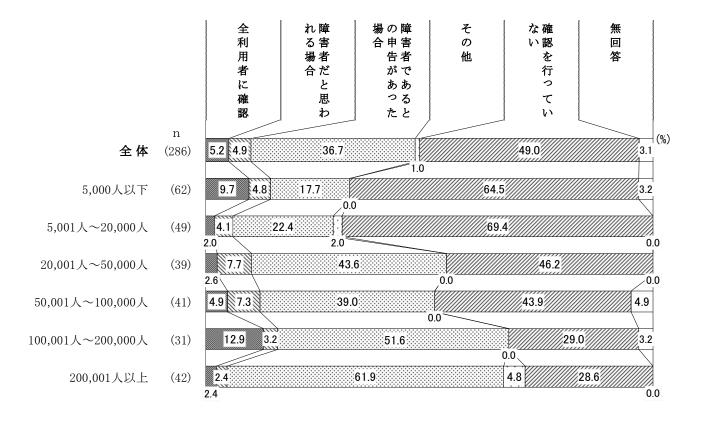
施設の職員数別でみると、「確認を行っていない」は、施設の職員数が増えるにつれて概ね低くなっている。



# 【延べ利用者数別】

延べ利用者数別でみると、「障害者であるとの申告があった場合」は、延べ利用者数が増えるにつれて概ね高くなっている。

一方「確認を行っていない」は、延べ利用者数が増えるにつれて概ね低くなっている。



# (2)確認項目

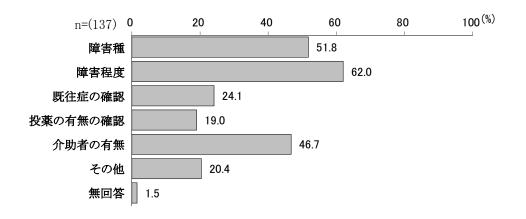
問6で「1」~「4」のいずれかを回答された方のみご回答ください。

問6-1 障害者の方の個人利用申請に際し、どのようなことを確認しますか。

(Oはいくつでも)

障害者の方の個人利用申請に際し確認することは「障害程度」(62.0%)が最も高く、以下「障害種」(51.8%)、「介助者の有無」(46.7%)となっている。

なお「その他」では「障害者手帳の確認」が多く挙げられている。

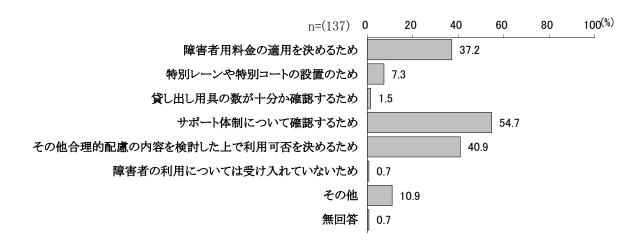


#### (3)確認を行う理由

問6で「1」~「4」のいずれかを回答された方のみご回答ください。

問6-2 なぜ確認を行うのですか。(Oはいくつでも)

障害の有無に関する確認を行う理由は、「サポート体制について確認するため」(54.7%)が最も高く、次いで「その他合理的配慮の内容を検討した上で利用可否を決めるため」(40.9%)となっている。



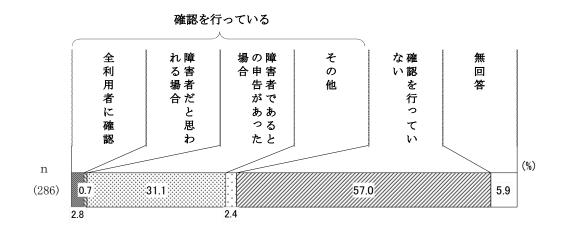
# 3. 障害者の施設利用(団体)

# (1) 障害の有無に関する確認

問7 貴施設では、団体利用申込時に、障害の有無に関する確認を行っていますか。

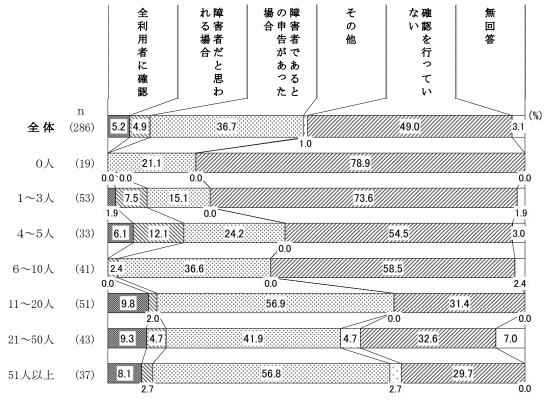
(0は1つ)

「全利用者に確認」(2.8%)、「障害者だと思われる場合」(0.7%)、「障害者であるとの申告があった場合」(31.1%)と「その他」(2.4%)を合わせた<確認を行っている>は37.0%となっており、個人利用よりも10.8ポイント低くなっている。



#### 【施設の職員数別】

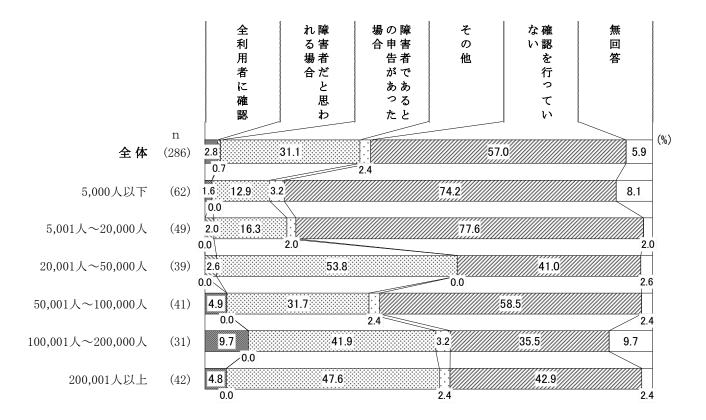
施設の職員数別でみると、「確認を行っていない」は、施設の職員数が増えるにつれて概ね低くなっており、個人利用と同様の傾向がみられる。



# 【延べ利用者数別】

延べ利用者数別でみると、「障害者であるとの申告があった場合」は、延べ利用者数が増えるにつれて概ね高くなっている。

一方「確認を行っていない」は、延べ利用者数が増えるにつれて概ね低くなっている。



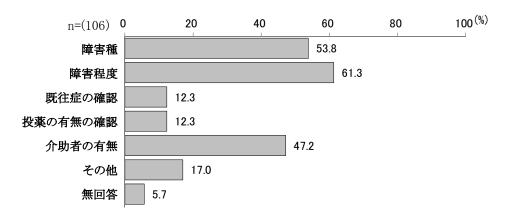
# (2)確認項目

問7で「1」~「4」のいずれかを回答された方のみご回答ください。

問7-1 障害者の方の団体利用申請に際し、どのようなことを確認しますか。

(Oはいくつでも)

障害者の方の団体利用申請に際し確認することは「障害程度」(61.3%)が最も高く、以下「障害種」(53.8%)、「介助者の有無」(47.2%)となっている。

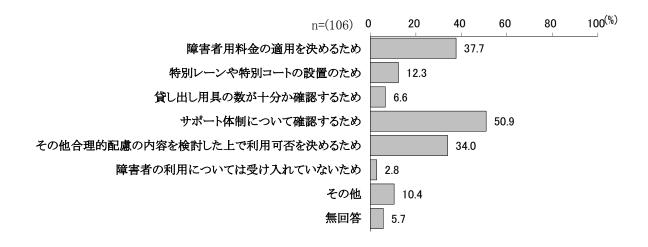


#### (3)確認を行う理由

問7で「1」~「4」のいずれかを回答された方のみご回答ください。

問7-2 なぜ確認を行うのですか。(Oはいくつでも)

障害の有無に関する確認を行う理由は、「サポート体制について確認するため」(50.9%)が最も高く、次いで「障害者用料金の適用を決めるため」(37.7%)となっている。



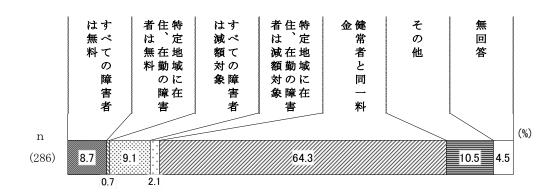
# 4. 障害者の施設利用(共通)

# (1) 利用料金の設定

# 問8 障害者の利用料金の設定について教えてください。(〇は1つ)

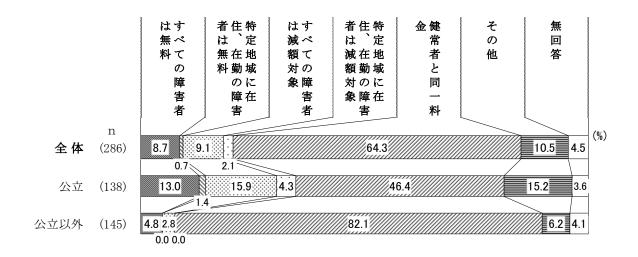
障害者の利用料金の設定では、「健常者と同一料金」が最も高く6割台半ばとなっている。

なお「その他」には、「個人と団体で料金を変更している」や「特定の施設・プログラムのみ免除している」といった意見があった。



#### 【設置者別】

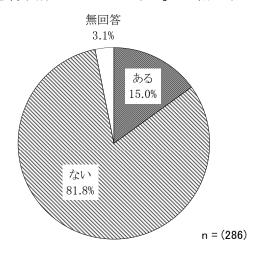
設置者別でみると、「健常者と同一料金」は"公立以外"で82.1%となっており、"公立"(46.4%)よりも35.7ポイント高くなっている。



# (2) 障害者の利用を断った経験の有無

#### 問9 過去に障害者の利用をやむを得ず断ったことがありますか。(〇は1つ)

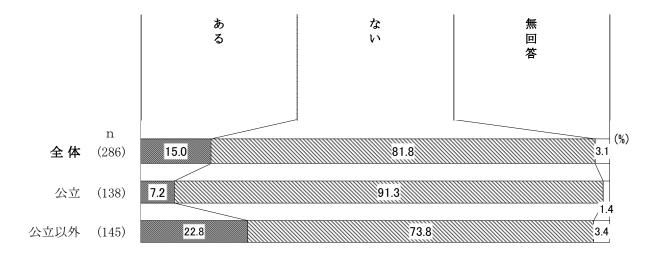
過去に障害者の利用をやむを得ず断ったことは「ない」が8割となっている。



#### 【設置者別】

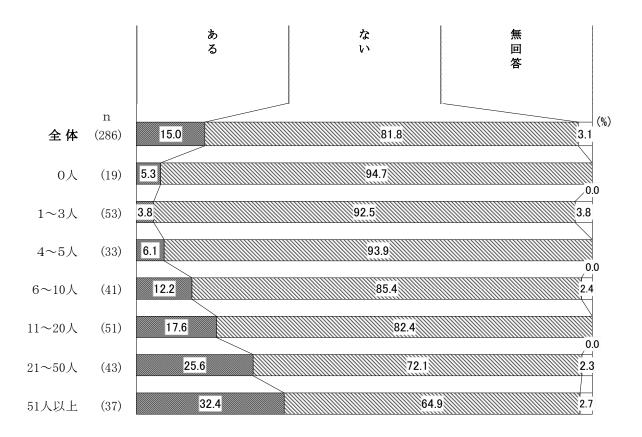
設置者別でみると、「ある」は"公立以外"(22.8%)が"公立"(7.2%)よりも15.6ポイント高くなっている。

また「ない」は、"公立"で9割を超えている。



# 【施設の職員数別】

施設の職員数別でみると、「ある」は施設の職員数が増えるにつれて高くなっている。



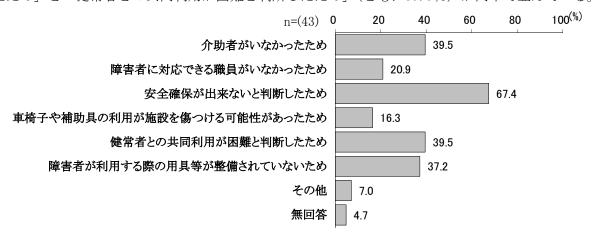
# (3) 断った理由と現状

問9で「1. ある」と回答された方のみご回答ください。

- 問9-1 (1)断った理由は何ですか。(Oはいくつでも)
  - (2) またその理由は、現在は解決されましたか。(〇は1つ)

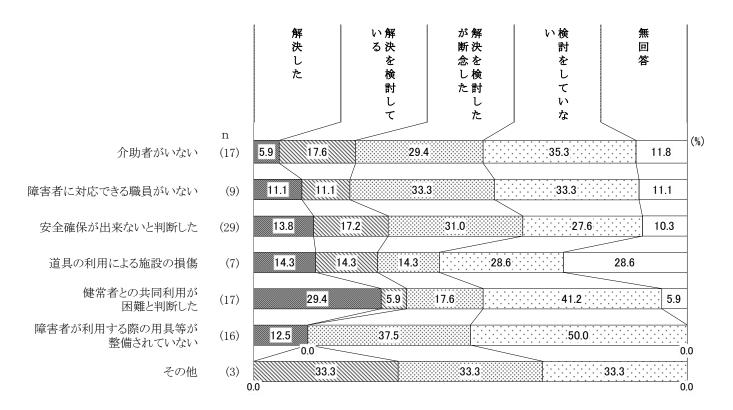
#### (1) 断った理由

断った理由は「安全確保が出来ないと判断したため」(67.4%)が最も高く、次いで「介助者がいなかったため」と「健常者との共同利用が困難と判断したため」(ともに39.5%)が同率で並んでいる。



#### (2) 理由が解決されたか

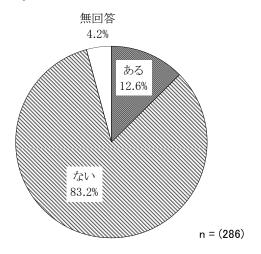
回答者数が少ないため参考として掲載する。



# (4) 障害者の利用を認めた経験

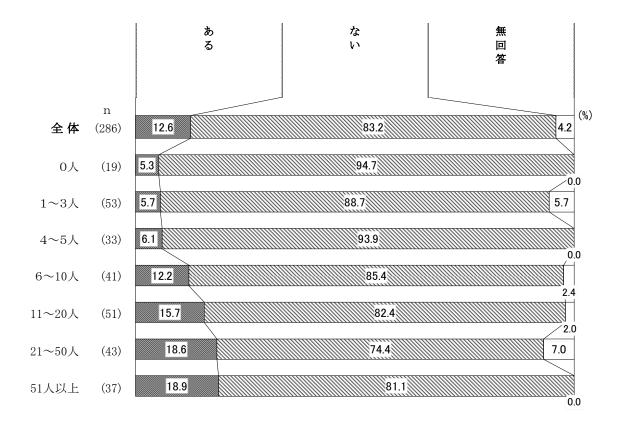
問10 貴施設では、禁止している利用形態あるいは予定していなかった利用形態であっても 障害者の利用を認めたことがありますか? (Oはいくつでも)

禁止している利用形態あるいは予定していなかった利用形態であっても障害者の利用を認めたことは「ない」が8割台半ばとなっている。



#### 【施設の職員数別】

施設の職員数別でみると、「ある」は施設の職員数が増えるにつれて高くなっている。



# (5) 追加的に行った配慮・措置

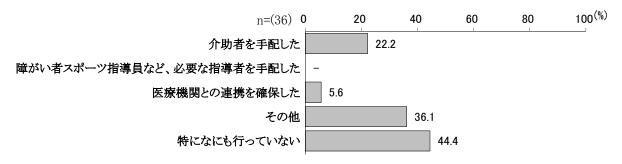
問10で「1. ある」と回答された方のみご回答ください。

問10-1 許可するにあたり、貴施設で追加的に行った配慮・措置はありますか?

(Oはいくつでも)

許可するにあたり、貴施設で追加的に行った配慮・措置は「特になにも行っていない」(44.4%)が最も高くなっている。

なお「その他」では「車椅子が通れるよう普段通路として利用していない部分を一時的に通路にした」や「福祉団体と連携した」といった回答があった。



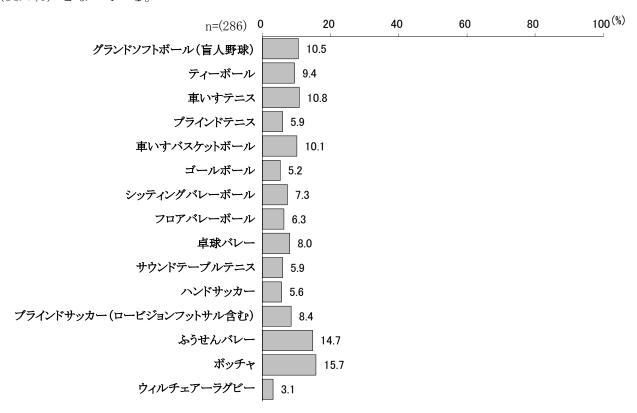
# 5. 実施可能な種目

# (1) 実施可能な障害者スポーツ種目

問11 以下のうち、貴施設で実施可能な障害者スポーツ種目を教えてください。

(Oはいくつでも)

実施可能な障害者スポーツ種目は「ボッチャ」(15.7%)が最も高く、次いで「ふうせんバレー」(14.7%)となっている。



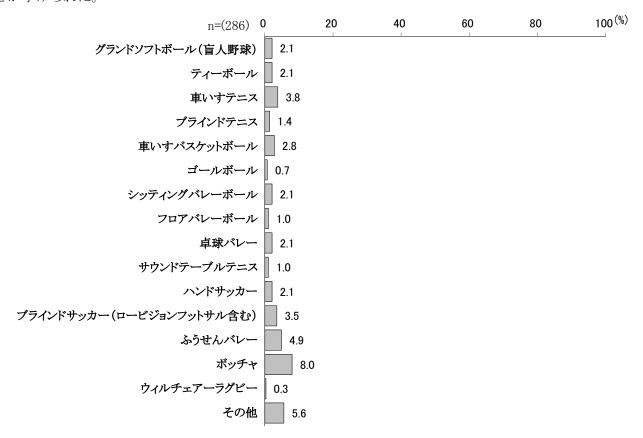
注)この質問は、各施設に対して全ての選択肢の回答を求めており、例えば、体育館のないスポーツ施設では体育館内で行われる種目ができないなど、物理的に実施不可能なケースも含まれていることに留意する必要がある。

# (2) 今後対応を充実させたい障害者スポーツ種目

問12 以下のうち、貴施設で今後対応を充実させたい障害者スポーツ種目はありますか。 (〇はいくつでも)

今後対応を充実させたい障害者スポーツ種目は、全体的に低くなっている。

なお「その他」には、「体操」「水泳」「フライングディスク」「ディスクゴルフ」「スポーツ吹矢」などが挙げられた。



注) この質問は、各施設に対して全ての選択肢の回答を求めており、例えば、体育館のないスポーツ施設では体育館内で行われる種目ができないなど、物理的に実施不可能なケースも含まれていることに留意する必要がある。

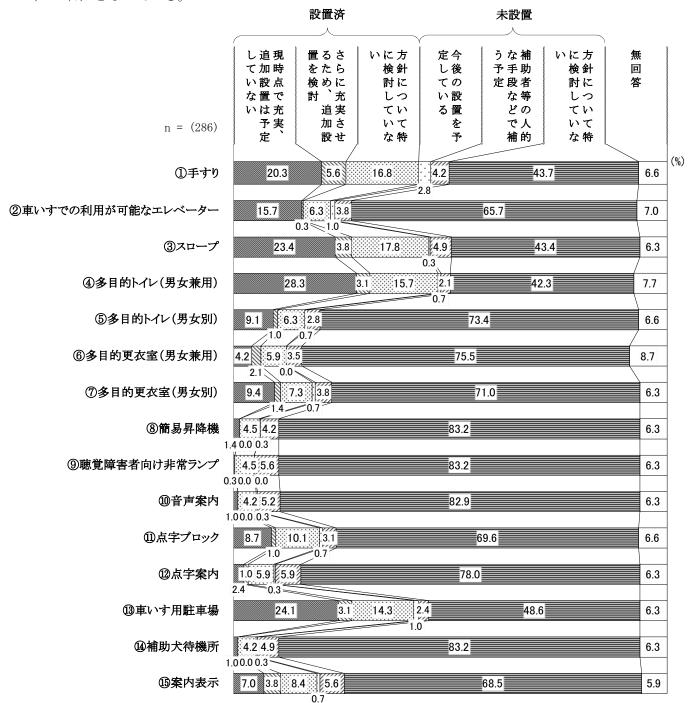
# 6. 施設の設備

### (1) バリアフリー設備の設置状況、および今後の方針

問13 貴施設のバリアフリー設備の設置状況、および今後の方針について教えてください。 (①~⑮についてそれぞれ〇は1つ)

バリアフリー設備の設置状況は全体的に<未設置>が高く、今後の方針については、「特に検討していない」が高くなっている。

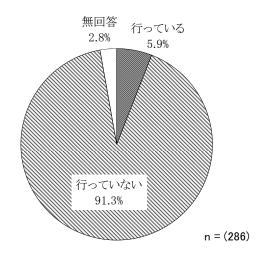
なお<設置済>では "④多目的トイレ (男女兼用)" (47.1%) が最も高く、次いで "③スロープ" (45.0%) となっている。



## (2) 障害者スポーツ用具の貸し出し

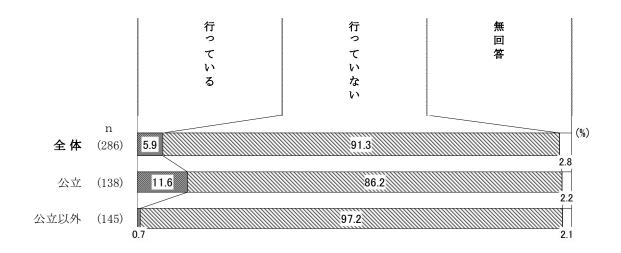
### 問14 貴施設では障害者スポーツ用具の貸し出しを行っていますか。(Oは1つ)

障害者スポーツ用具の貸し出しは、約9割で「行っていない」となっている。



### 【設置者別】

設置者別でみると、「行っていない」は"公立以外"(97.2%)で特に高くなっている。

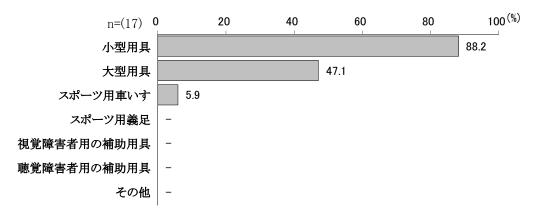


### (3)貸し出している障害者スポーツ用具

問14で「1. 行っている」と回答された方のみご回答ください。

問14-1 どのような障害者スポーツ用具の貸出を行っていますか。(〇はいくつでも)

回答者数が少ないため参考として掲載する。



注1) 小型用具:ボッチャのボール、ゴールボールのボール、フライングディスクのディスクなど

大型用具:ゴールボールのゴール、フライングディスクの的など

視覚障害者用の補助用具:水泳のタッピングバーなど

聴覚障害者用の補助用具:陸上や水泳のスタートランプなど

注2) 設問の特性上、必ずしも障害者がスポーツを実施する用途で貸出を行っているとは限りません。

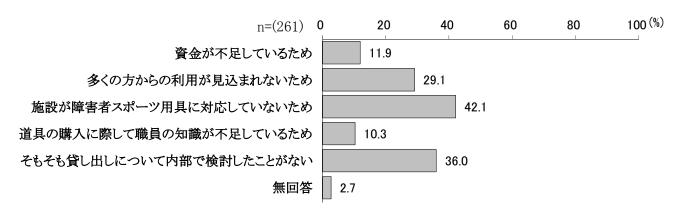
### (4) 障害者スポーツ用具の貸し出しを行っていない理由

問14で「2. 行っていない」と回答された方のみご回答ください。

問14-2 障害者スポーツ用具の貸し出しを行っていない理由は何ですか。

(Oはいくつでも)

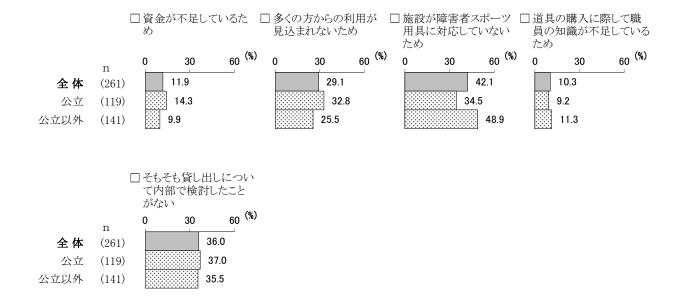
障害者スポーツ用具の貸し出しを行っていない理由は「施設が障害者スポーツ用具に対応していないため」(42.1%)が最も高く、次いで「そもそも貸し出しについて内部で検討したことがない」(36.0%)となっている。



#### 【設置者別】

設置者別でみると、"公立"では「多くの方からの利用が見込まれないため」が"公立以外"よりも7.3ポイント高くなっている。

また"公立以外"では「施設が障害者スポーツ用具に対応していないため」が最も高く、"公立"よりも14.4ポイント高くなっている。



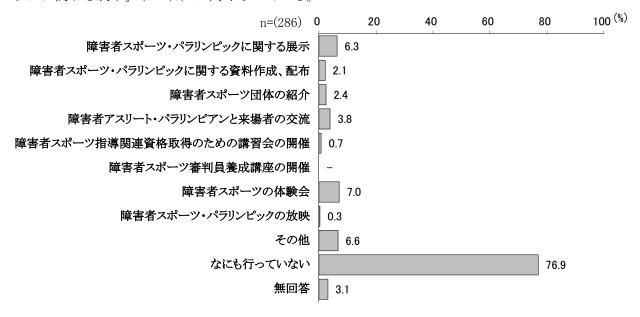
### 7. 障害者スポーツの普及

### (1) 開催された障害者スポーツの普及に関する取り組み

問15 直近3年間のうち、貴施設において開催された障害者スポーツの普及に関する取り組みについて教えてください。なお実施主体が貴施設でなく、スペースや機会の提供のみの場合でも〇をつけてください。(〇はいくつでも)

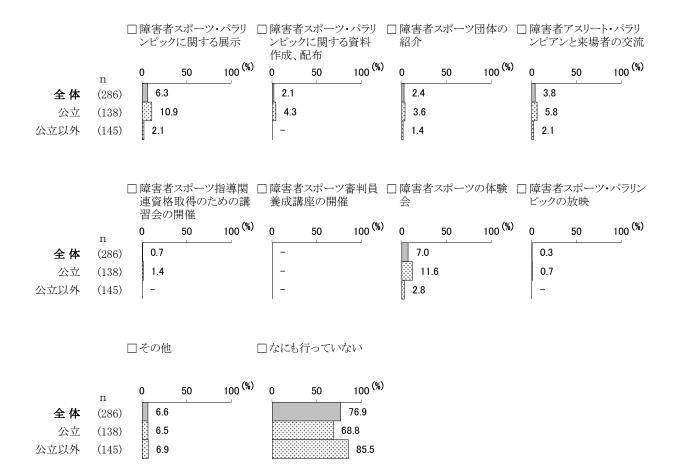
直近3年間のうち、障害者スポーツの普及に関する取り組みについて「なにも行っていない」が7割台半ばとなっている。

実施された取り組みの中では、「障害者スポーツの体験会」(7.0%)「障害者スポーツ・パラリンピックに関する展示」(6.3%)が高くなっている。



### 【設置者別】

設置者別でみると、「なにも行っていない」は "公立以外" で85.5%となっており、"公立" (68.8%) よりも16.7ポイント高くなっている。



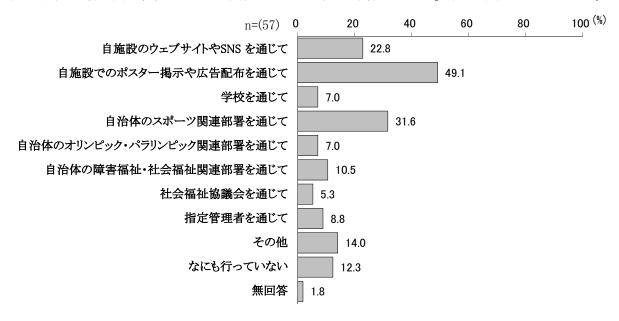
### (2)取り組みの告知方法

問15で「1」~「9」のいずれかを回答された方のみご回答ください。

問15-1 問15で開催された取り組みはどのようにして告知を行いましたか。

(Oはいくつでも)

障害者スポーツの普及に関する取り組みの告知方法は「自施設でのポスター掲示や広告配布を通じて」(49.1%)が最も高く、次いで「自治体のスポーツ関連部署を通じて」(31.6%)となっている。



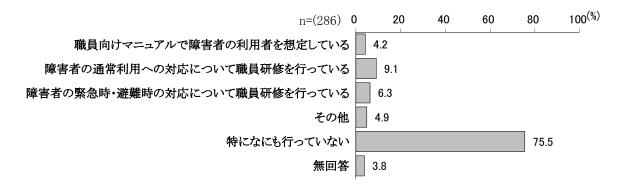
## 8. 安全面

### (1) 障害者の安全な利用のために取り組んでいること

問16 貴施設で、障害者の安全な利用のため取り組んでいることは何ですか。

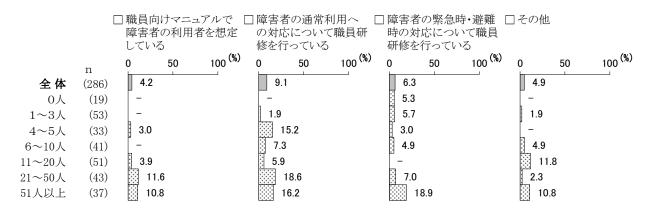
(Oはいくつでも)

障害者の安全な利用のため取り組んでいることは「特になにも行っていない」が7割台半ばとなっている。

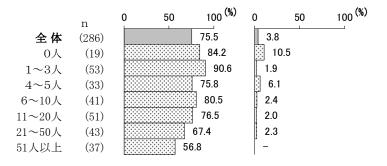


### 【施設の職員数別】

施設の職員数別でみると、「特になにも行っていない」は、施設の職員数が増えるにつれて概ね低くなっている。



□特になにも行っていな □無回答

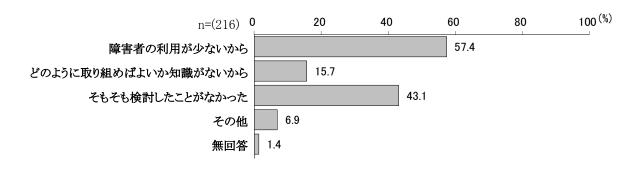


### (2) 取り組んでいない理由

問16で「5.特になにも行っていない」と回答された方のみご回答ください。

問16-1 その理由は何ですか。(Oはいくつでも)

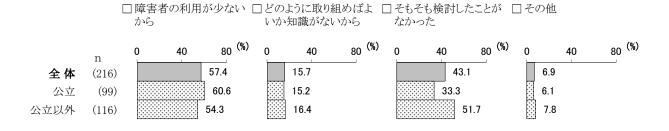
障害者の安全な利用のための取り組みを特になにも行っていない理由は、「障害者の利用が少ないから」(57.4%)が最も高く、次いで「そもそも検討したことがなかった」(43.1%)となっている。



### 【設置者別】

設置者別でみると、「障害者の利用が少ないから」は"公立"(60.6%)が公立以外(54.3%)より も6.3ポイント高くなっている。

一方、「そもそも検討したことがなかった」は"公立以外"(51.7%)が"公立"(33.3%)よりも18.4ポイント高くなっている。



# 9. 自由記述

## (1)自由記述

問17 障害者の施設利用に関してお困りのことなどございましたらご自由にお書きください。

ご意見を自由に記入していただいたところ、延べ34件の回答が寄せられた。ここでは、意見や要望を分類し、その内容別で記載した。一施設の回答が複数の内容にわたる場合には、複数回答として、原文の内容の趣旨を損なわないよう回答を分け、それぞれの内容へ数えている。

内	件数
1. 障害者を受け入れている、差別していない	4
2. 障害者を条件付きで受け入れている、サービスが行き届かないこともある	4
3. 障害者の受け入れを検討する	4
4. 施設が障害者向けの設計になっていない	5
5. 障害者の受け入れは不可能 (スペース、金銭面で改修不能等)	7
6. 障害者の利用者がいない	5
7. 障害者を対象としていない (障害者スポーツに特化した取り組みを行っていない等)	3
8. その他	2

第3章 資料編/使用した調査票

# 障害者のスポーツ施設利用及びスポーツ参加の課題等の調査 ~ご記入にあたってのお願い~

- 回答は、あてはまる選択肢の番号に○印をつけてください。
- 例えば、「(○は3つまで)」など回答の数が指定されている質問では、指定の数以内 で選んでください。
- 質問によっては、一部の方にのみ回答していただく場合があります。指示に従ってお 答えください。
- ○「その他」を回答する場合は、その番号に○を付け、( )内に具体的な内容を記入 してください。
- 実数を記入する際は、漢数字は使わずに算用数字でお答え下さい。また小数点は使用 せずに、整数でご回答頂きますようにお願い致します。

ご多用の折恐れ入りますが、同封の返信用封筒(切手不要)にこの調査票を入れてい ただき、12月28日(金)まで に投函して頂きますようお願いいたします。

なお本調査はインターネットによる回答も可能です。詳しくは同封しております挨拶 状をご覧ください。

本調査についてご不明な点などございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせ ください。

#### <業務受託者>

株式会社サーベイリサーチセンター

「隨害者のスポーツ施設利用及びスポーツ参加の課題等の調査」担当:轟(とどろき)

TEL. 0 1 2 0 - 9 6 5 - 8 1 2

URL. https://research.surece.co.jp/1812sports/

#### 【貴施設の概要について】

#### 問1 設置者は公立ですか。(〇は1つ)

1. 公立 → 問1-1へ

2. 公立以外 → 問 1-4へ

<問1で「1.公立」と回答された方のみご回答ください。>

問1-1 具体的に教えてください。(〇は1つ)

1. 都道府県 2. 市(区) 3. 町 4. 村 5. 組合

### 問1-2 所管部局を教えてください。(〇は1つ)

1. 教育委員会

2. 知事(首長)部局

### 問1-3 指定管理者の有無を教えてください。(Oは1つ)

	0
	①. 地方公共団体
	②. 地縁による団体(自治会、町内会等)
1 50	③. 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人
1. あり	④. 会社
	⑤. NPO 法人
	⑥. その他
2. なし	

### <問1で「2.公立以外」と回答された方のみご回答ください。>

問1-4 具体的に教えてください。(Oは1つ)

- 1. 独立行政法人
- 2. 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人
- 3. 会社
- 4. その他の法人
- 5. 任意団体
- 6. 個人

問2	施設の職員数	(常勤・	非常勤	かをあわせ	せた数。	派遣	職員、	契約	的職員等	を含む)	は何人	ですか。
									人			

問3 各資格を保有する職員数(常勤・非常勤職員を合わせた数。派遣職員、契約職員等を含む) は何人ですか。いる場合は「1. いる」に〇をつけたうえでその人数をご回答ください。 いない場合は「2. いない」に〇をつけてください。なお①~⑥は、(公財)日本障がい者スポーツ協会公認に限ります。

①障がい者スポーツ指導員(初級)	1. いる ⇒ (	)人	2. いない
②障がい者スポーツ指導員(中級)	1. いる ⇒ (	)人(	2. いない
③障がい者スポーツ指導員(上級)	1. いる ⇒ (	)人	2. いない
④障がい者スポーツコーチ	1. いる ⇒ (	)人	2. いない
⑤障がい者スポーツ医	1. いる ⇒ (	)人	2. いない
⑥障がい者スポーツトレーナー	1. いる ⇒ (	)人	2. いない
⑦その他 ( )	1. いる ⇒ (	)人	2. いない

問4	貴施設の平成29年	丰度の延べ利	用者数を教	対えてくだ	さい。			
	百万の位	十万の位	万の位	千の位	百の位	十の位	の位	_
		,			<b>,</b>			人
問5	貴施設の平成29年	年度の障害者	の方の延ん	べ利用者数	を把握されて	いますか。	(Oは1:	<b>)</b>
1	1. 把握している			2. 担	型握していない	)		
【障 ——	害者の方の施設利用	について(個	国人)】					
問6	貴施設では、個人	利用申込時に	こ <b>、</b> 障害の	有無に関す	- - る確認を行っ	ています	か。(Oは	1つ)
-	1. 本人からの申告	<del></del> の有無にかた	 )わらず、:	<del></del> 全利用者に	<del></del> 確認している	 )		
	2. 職員が見て障害	者であると思	われる場	合に、確認	こして いる			
	3. 利用者側から障	害者であると	この申告が	あった場合	にのみ、確認	こしている		
   	4. その他(							)
	5. 確認を行ってい	ない → 問	17へ					
	6で「1」〜「4」 ー1 障害者の方の も)						, (OはN	くつで
1	1. 障害種			4. 投	薬の有無の確	?言刃 :□心		
2	2. 障害程度			5. 介	助者の有無			
3	3. 既往症の確認			6. そ	の他 (			)
問6	ー2 なぜ確認を行	うのですか。	(0はいく	(つでも)				
	1. 障害者の利用料	金を適用する	らかどうか	決めるため	)			
	2. 特別レーンや特	別コートの影	置を行う!	必要がある	らため			
	3. 貸し出し用具の	数が十分か確	望認するた	め				
	4. サポート体制に	ついて確認す	けるため					
	5. その他合理的配	慮の内容を検	討した上	で施設利用	の可否を決め	るため		
	6. 障害者の利用に	ついては受け	け入れてい	ないため				
	7. その他(							)

### 【障害者の方の施設利用について (団体)】

問7	貴施設では	団体利田由込時に	障害の有無に関する確認を行っていますか。	(()は1つ
ו עבון	見心区への、		作口の日本に因うる唯心とロッているうん。	

- 1. 本人からの申告の有無にかかわらず、全利用者に確認している
- 2. 職員が見て障害者であると思われる場合に、確認している
- 3. 利用者側から障害者であるとの申告があった場合にのみ、確認している
- 4. その他(
  - 5. 確認を行っていない → 問8へ

### ◆<問7で「1」~「4」のいずれかを回答された方のみご回答ください。>

問7-1 障害者の方の団体利用申請に際し、どのようなことを確認しますか。(〇はいくつで も)

1. 障害種

4. 投薬の有無の確認

2. 障害程度

5. 介助者の有無

3. 既往症の確認

6. その他(

### 問7-2 なぜ確認を行うのですか。(Oはいくつでも)

- 1. 障害者の利用料金を適用するかどうか決めるため
- 2. 特別レーンや特別コートの設置を行う必要があるため
- 3. 貸し出し用具の数が十分か確認するため
- 4. サポート体制について確認するため
- 5. その他合理的配慮の内容を検討した上で施設利用の可否を決めるため
- 6. 障害者の利用については受け入れていないため
- 7. その他(

#### 【障害者の方の施設利用について (共通)】

### 問8 障害者の利用料金の設定について教えてください。(〇は1つ)

1. すべての障害者は無料

4. 特定地域に在住、在勤の障害者は減額対象

)

- 2. 特定地域に在住、在勤の障害者は無料 5. 健常者と同一料金
- 3. すべての障害者は減額対象
- 6. その他(

## 問9 過去に障害者の利用をやむを得ず断ったことがありますか。(〇は1つ)

<u>1. ある</u> → 問9-1へ	2. ない → 問10ヘ
<b>▼</b>	

# <問9で「1. ある」と回答された方のみご回答ください。>

- 問9-1 (1) 断った理由は何ですか。(Oはいくつでも)
  - (2) またその理由は、現在は解決されましたか。(〇は1つ)

	(1) 断った理由	(2) 対応
		①解決した
		②解決を検討している
1.	介助者がいなかったため	③解決を検討したが断念した
		④検討をしていない
		①解決した
2.	障害者に対応できる職員がいなかった	②解決を検討している
	ため	③解決を検討したが断念した
		④検討をしていない
		①解決した
		②解決を検討している
3.	安全確保が出来ないと判断したため	③解決を検討したが断念した
		④検討をしていない
		①解決した
4.	車椅子や補助具の利用が施設を傷つけ	②解決を検討している
	る可能性があったため	③解決を検討したが断念した
		④検討をしていない
		①解決した
5.	健常者との共同利用が困難と判断した	②解決を検討している
	ため	③解決を検討したが断念した
		④検討をしていない
		①解決した
6.	プール用車椅子など障害者が利用する	②解決を検討している
	際の用具等が整備されていないため	③解決を検討したが断念した
		④検討をしていない
		①解決した
7.	その他	 ②解決を検討している
	(	③解決を検討したが断念した
		④検討をしていない

問10 貴施設では、禁止している利用形態あるいは予定していなかった利用形態であっても障害者の利用を認めたことがありますか?(Oは1つ)

1. ある → 問10-1へ 2. ない → 問11へ

<問10で「1. ある」と回答された方のみご回答ください。>

問10-1 許可するにあたり、貴施設で追加的に行った配慮・措置はありますか? (Oはいく つでも)

)

- 1. 介助者を手配した
- 2. 障がい者スポーツ指導員など、必要な指導者を手配した
- 3. 医療機関との連携を確保した
- 4. その他(
- 5. 特になにも行っていない

### 【実施可能な種目について】

- 問11 以下のうち、貴施設で実施可能な障害者スポーツ種目を教えてください。(Oはいくつでも)
  - 1. グランドソフトボール(盲人野球)
  - 2. ティーボール
  - 3. 車いすテニス
  - 4. ブラインドテニス
  - 5. 車いすバスケットボール
  - 6. ゴールボール
  - 7. シッティングバレーボール
  - 8. フロアバレーボール
  - 9. 卓球バレー
  - 10. サウンドテーブルテニス
  - 11. ハンドサッカー
  - 12. ブラインドサッカー(ロービジョンフットサル含む)
  - 13. ふうせんバレー
  - 14. ボッチャ
  - 15. ウィルチェアーラグビー

# 問12 以下のうち、貴施設で今後対応を充実させたい障害者スポーツ種目はありますか。(O はいくつでも)

1. グランドソフトボール(盲人野球)	
2. ティーボール	
3. 車いすテニス	
4. ブラインドテニス	
5. 車いすバスケットボール	
6. ゴールボール	
7. シッティングバレーボール	
8. フロアバレーボール	
9. 卓球バレー	
10. サウンドテーブルテニス	
11. ハンドサッカー	
12. ブラインドサッカー(ロービジョンフットサル含む)	
13. ふうせんバレー	
14. ボッチャ	
15. ウィルチェアーラグビー	
16. その他(	)

### 【施設の設備について】

問13 貴施設のバリアフリー設備の設置状況、および今後の方針について教えてください。(① ~ ⑮についてそれぞれ〇は1つ)

	設置済			未設置			
	加設置は予定していない現時点で充実しており、追	追加設置を検討しているさらに充実させるために、	かない ちがい おいで 特に検討して	今後設置を予定している	で補うことを予定している補助者等の人的な手段など	かない ちがい かんしん ちがい かない で 特に検討して	
①手すり	1	2	3	4	5	6	
②車いすでの利用が可能な エレベーター	1	2	3	4	5	6	
③スロープ	1	2	3	4	5	6	
④多目的トイレ(男女兼用)	1	2	თ	4	5	6	
⑤多目的トイレ(男女別)	1	2	3	4	5	6	
⑥多目的更衣室(男女兼用)	1	2	3	4	5	6	
⑦多目的更衣室(男女別)	1	2	3	4	5	6	
8簡易昇降機	1	2	3	4	5	6	
⑨聴覚障害者向け非常ランプ	1	2	3	4	5	6	
⑪音声案内	1	2	3	4	5	6	
⑪点字ブロック	1	2	3	4	5	6	
⑫点字案内	1	2	3	4	5	6	
③車いす用駐車場	1	2	3	4	5	6	
⑭補助犬待機場所	1	2	3	4	5	6	
⑮案内表 <sup>※</sup>	1	2	3	4	5	6	

※案内表示:ハンドメイドのものから専門会社に依頼して作成したものまで含めます

### 問14 貴施設では障害者スポーツ用具の貸し出しを行っていますか。(Oは1つ)

<u>1. 行っている</u> → 問14-1へ <u>2. 行っていない</u> → 問14-2へ

### <問14で「1.行っている」と回答された方のみご回答ください。>

問14-1 どのような障害者スポーツ用具の貸出を行っていますか。(〇はいくつでも)

1. 小型用具

例:ボッチャのボール、ゴールボールのボール、フライングディスクのディスクなど

2. 大型用具

例:ゴールボールのゴール、フライングディスクの的など

- 3. スポーツ用車いす
- 4. スポーツ用義足
- 5. 視覚障害者用の補助用具

例:水泳のタッピングバーなど

6. 聴覚障害者用の補助用具

例:陸上や水泳のスタートランプなど

7. その他( )

### <問14で「2. 行っていない」と回答された方のみご回答ください。>

問14-2 障害者スポーツ用具の貸し出しを行っていない理由は何ですか。(Oはいくつでも)

- 1. 資金が不足しているため
- 2. 多くの方からの利用が見込まれないため
- 3. 施設が障害者スポーツ用具に対応していないため
- 4. 道具の購入に際して職員の知識が不足しているため
- 5. そもそも貸し出しについて内部で検討したことがない

### 【障害者スポーツの普及について】

問15 直近3年間のうち、貴施設において開催された障害者スポーツの普及に関する取り組み について教えてください。

なお実施主体が貴施設でなく、スペースや機会の提供のみの場合でも〇をつけてください。(〇はいくつでも)

- 1. 障害者スポーツ・パラリンピックに関する展示
- 2. 障害者スポーツ・パラリンピックに関する資料作成、配布
- 3. 障害者スポーツ団体の紹介
- 4. 障害者アスリート・パラリンピアンと来場者の交流
- 5. 障害者スポーツ指導関連資格取得のための講習会の開催
- 6. 障害者スポーツ審判員養成講座の開催
- 7. 障害者スポーツの体験会
- 8. 障害者スポーツ・パラリンピックの放映
- 9. その他(
- 10. なにも行っていない → 問16へ
- → <問15で「1」~「9」のいずれかを回答された方のみご回答ください。>
  - 問15-1 問15で開催された取り組みはどのようにして告知を行いましたか。(Oはいくつでも)

- 1. 自施設のウェブサイトや SNS を通じて
- 2. 自施設でのポスター掲示や広告配布を通じて
- 3. 学校を通じて
- 4. 自治体のスポーツ関連部署を通じて
- 5. 自治体のオリンピック・パラリンピック関連部署を通じて
- 6. 自治体の障害福祉・社会福祉関連部署を通じて
- 7. 社会福祉協議会を通じて
- 8. 指定管理者を通じて
- 9. その他(
- 10. なにも行っていない

# 【安全面について】

問16 貴施設で、障害者の安全な利用の力	こめ取り組んでいることは何ですか。(Oはいくつで
<b>も</b> )	
1. 職員向けマニュアルにおいて障害者の	D利用者を想定した内容を整備している
2. 障害者の通常利用への対応について関	3員研修を行っている
3. 障害者の緊急時・避難時の対応につい	ハて職員研修を行っている
4. その他 (	)
5. 特になにも行っていない	
►<問16で「5.特になにも行っていない」 問16—1 その理由は何ですか。(○はい	
1. 障害者の利用が少ないから	
1,1,1,2,2,1,0,1,0,1,0,1,1,1,1,1,1,1,1,1,	ランナン ご
2. どのように取り組めばよいか知識がな	ないから
3. そもそも検討したことがなかった	
4. その他(	)
【自由記述】	
問17 障害者の施設利用に関してお困りの	ことなどございましたらご自由にお書きください。
【回答者について】	
問18 このアンケートにお答えくださった	こ方についてご記入ください。(回答内容の確認が必)
要な場合などに連絡させていただく	. ことがあります。) 
氏名	
所属	
電話番号	
以上でアンケートは終了です。ご協力ありが	とうございました。

55

第4章 ヒアリング調査の概要

### 1. 調査実施の目的

施設利用の先進的な事例を調査することで、障害者のスポーツ実施のロールモデルとなり得る事例 について調査すること。

## 2. 調査の内容

- ・施設の概要について
- 人材について
- 施設のバリアフリーについて
- ・障害者スポーツ用具の貸し出しについて
- ・広報、周知について
- ・イベントについて

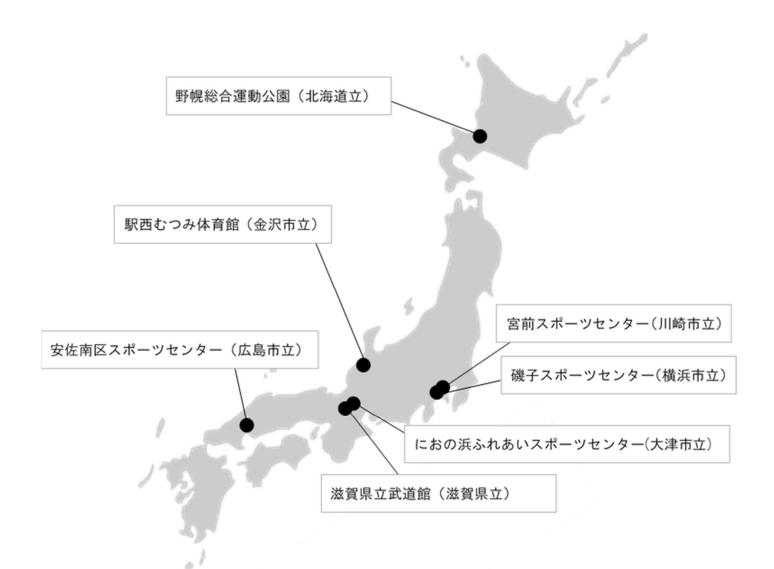
### 3. 調査方法

調査対象の選定方法:平成30年度「障害者スポーツ推進プロジェクト(地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業)」(スポーツ庁)を受託した地方公共団体に所在する施設及び有識者の意見を参考にして選定した施設のうち、12施設を対象に調査を実施し、このうち7施設について取組事例を取りまとめた。

調査手法:ヒアリング調査 調査期間:平成31年1月~3月

### <紹介施設一覧>

	設置
野幌総合運動公園	北海道立
宮前スポーツセンター	神奈川県川崎市立
磯子スポーツセンター	神奈川県横浜市立
駅西むつみ体育館	石川県金沢市立
滋賀県立武道館	滋賀県立
におの浜ふれあいスポーツセンター	滋賀県大津市立
安佐南区スポーツセンター	広島県広島市立



第5章 ヒアリング調査結果の詳細

# 1. 野幌総合運動公園

# 1 施設概要

名称	北海道立野幌総合運動公園
所在地	北海道江別市西野幌
施設種類	総合体育館 (メインアリーナ、サブアリーナ)、プール (競泳プール、飛び込み
	プール)、野球場 (硬式・軟式)、テニスコート、ラグビー場、ホッケー・サッ
	カー場(人工芝・天然芝)、陸上競技場、合宿所
利用者数	平成29年度施設利用人数:181,978人
	(うち障害者:1,043人 ※大会、合宿時に利用。利用施設は総合体育
	館、プール、テニスコート、陸上競技場、合宿所。)
	平成29年度園路・園地等公園利用人数:195,686人
	(うち障害者:1,765人)
指定管理者	一般財団法人 北海道体育文化協会



# 2 取り組み事例

# 1

# ※ 障害者スポーツ大会、合宿の受け入れ ※※※※※※※※※※※

北海道立野幌総合運動公園は、総面積64.1haもの広大な園内に、総合体育館、プール、陸上競技場等の施設が配置されており、昭和63年度の高校総体、平成元年開催の第44回国民体育大会「はまなす国体」などの全国的なスポーツイベントや全国規模の各種競技大会の会場として利用されてきた。また、道民の身近なスポーツ施設としても利用されている。園内には、平成3年度に作られた合宿所も併設されており、大会の参加者や合宿地として利用される方が宿泊することも可能となっている。

こちらの施設の特徴として、様々な種目のスポーツが園内の各施設で実施することができ、また、 宿泊施設も整っており、利便性の高さが挙げられる。

障害者スポーツの大会も開催されており、平成29年度には、総合体育館で車いすテニス大会とボッチャ大会が開催された。大会は宿泊が伴う日程で開催され、合宿所が宿泊施設として利用された。また、総合体育館は、全国の障害者スポーツ大会のフライングディスク、スラローム、卓球に出場する選手の練習会場としても利用されている。

個人利用もあるが、ほとんどが団体利用であることもこの施設の特徴のひとつである。利用者だけではなく、付き添いの方や、指導者の方達も含め、食費を除き全施設の利用料金が免除となり、合宿所も無料で利用することができる。様々な団体の利用実績があり、障害者サッカーの日本代表の合宿所として利用されたこともある。

総合施設ならではの利点としては、宿泊が絡む大会や合宿の開催が可能で、総合体育館、陸上競技場、プールなどの施設があることから、あらゆる種目に対応でき、施設間の移動が簡単にできるという「使い勝手の良さ」と「アクセス面での利便性の高さ」が挙げられる。例として、北海道車いすテニス協会主催の大会がテニスコートで実施され、健常者向けの車いすテニスの講習会(体験会)が総合体育館で同日に開催されたこともある。また、北海道ボッチャ協会主催の大会では、併設する合宿所に宿泊し、10面あるバドミントンコートをボッチャ会場として利用した。

# 2

# **※ 利用者に配慮した既存設備の利用方法 ※※※※※※※※**

こちらの施設で行われる障害者スポーツのほとんどが大きな協会や団体が主催者となって開催されているため、競技者へのサポート体制が充実している。協会や団体が必要な道具を持ち込み、スタッフが配置され、施設との事前打ち合わせも行われているため、施設に対して特別な要望が寄せられることは基本的にはない。

また、スロープやエレベーター、障害者専用のトイレが施設内の要所に設置されており、障害を持つ利用者の方達にとっては、ハード面でも非常に使い勝手の良いバリアフリー施設となっている。利用団体には、施設の現状を把握してもらった上で利用していただいているが、状況に応じて更に利用

しやすくなるよう、アクセス面において利用者の負担を軽減させる工夫が各所で行われている。以下 にその例を挙げる。

### ① 医務室を更衣室として開放

更衣室と、プールに繋がる通路がバリアフリーになっていないため、車椅子の利用者の方に対しては、プールサイドにある医務室を更衣室として開放。



医務室からプールサイドへは簡単に行き来可能

#### ② 合宿所の非常口を入口として開放

合宿所の本来の入口は1階にあるが、2階に上がるためのスロープとエレベーターがないため、車椅子の利用者の方のために、2階にある非常口を入口として開放。(※建物の構造上、1階が地下のような造りになっており、外から2階に入ることが可能)

#### ③ 職員専用駐車場の開放

障害者専用の駐車場はあるが、利用者が多い場合や、利用施設に応じて、できるだけ近くに駐車できるように職員専用の駐車場と、普段は施錠されている職員専用入口を開放。

上述した内容は、バリアフリーではない既存の設備でも、費用をかけずに、少しの工夫で、障害者の方でも利用しやすくなる好事例である。



### ※ 地域組織との連携、情報共有 ※※※※※

指定管理者である一般財団法人北海道体育文化協会では、北海道立野幌総合運動公園以外にも、北海道立真駒内公園、真駒内セキスイハイムアイスアリーナ、真駒内セキスイハイムスタジアムを指定管理者として運営管理している。施設間では情報共有を行っており、ある施設で既存団体が予約を取れない際に、他の施設で空きがあるか、また、新しい団体の予約が入った際に、どのような団体なのかなど、お互いの施設にある情報を持ち寄って運営している。

また、20年ほど前から、道内で指定管理を受けている8つの団体が集まり、お互いの懸案事項等について情報共有する「北海道スポーツ振興団体連絡会議」を定期的に開催している。現在、北海道立野幌総合運動公園には、車いすバスケットボールやウィルチェアーラグビーでの利用可否について問い合わせがきているが、今後、総合体育館で対応可能にするかどうか検討を進めるにあたり、連絡会議に参加している団体・施設に対して受け入れ事例を聞いている。このように、様々な懸案事項について話し合う場を持ち、情報共有することで、施設が抱える課題の解決に向けたヒントを得ている。

他にも、江別市教育委員会や北翔大学など、地域の組織と連携して、地域住民への広報活動や共同 事業を行っている。江別市教育委員会と連携することで、江別市の広報誌への掲載や、小中学校への 広報活動を行い、地域の子供を集めて、陸上教室や野球教室の参加を呼び掛けている。このような教 室や体験会には、障害のある子供も参加し、健常者と特に区別することなく活動している。

北翔大学とは連携協力提携を結んでいる。例えば、野球教室では野球部の学生が講師として派遣されるというように、実施する教室や体験会の内容にあわせて協力体制が確立している。

施設の関連組織や地域の教育機関等と連携し、情報交換をすることで、利用者にとってより使いやすい施設を作り上げている好事例である。

# 2. 宮前スポーツセンター

# 1 施設概要

名称	川崎市宮前スポーツセンター
所在地	神奈川県川崎市宮前区犬蔵
施設種類	大体育館、小体育館、トレーニング室、研修室
	※トレーニングルームにはボルダリング設備完備
利用者数	個人利用 (健常者):約11,000人/月
	団体利用 (健常者):約20,000人/月
	個人利用(障害者):約 150人/月
	団体利用(障害者): 不明(手帳の提示がないため)
指定管理者	フクシ・ハリマ共同事業体





# 2 取り組み事例

# 1 ※ 発想の転換でサウンドテーブルテニスを実施可能に ※※※※※※

サウンドテーブルテニスは音を遮断した空間でプレーする必要があるが、研修室を利用して行っている。完全に音を遮ることは難しくても、プレーに支障がない程度には遮ることができている。発想の転換によって、障害者スポーツ実施の幅が広がる好事例である。

# 

川崎市宮前スポーツセンターに来館した個人利用の障害者の方は、まず、受付で手帳を提示する。館長は、利用者の方との会話を通じて、施設としてどこまでのサポートが可能かを判断する。得られた情報は各フロアの職員にも内線電話で共有され、職員は利用者の方々の様子を見守る。利用者によっては話しかけられることを嫌がる方もいるため、徐々に心の距離を詰めていくことを心掛けている。場合によっては、必要以上に話しかけないようにすることも大事だということである。

このように、障害者の方々は一人ひとり、障害種別や障害の程度が異なるため、施設としての対応マニュアルを作成するのではなく、館長を中心とした情報共有の仕組みを構築することで、初めての方でも安心して利用できる施設になっている。



エレベーターのドアに貼られていた案内

# 3 ※ 障害者スポーツ体験会の実施 ※※※※

宮前スポーツセンターでは3月と10月の年に2回、障害の有無に関係なく参加することのできる大規模なイベントを開催しており、イベントの一部では、ボッチャやサウンドテーブルテニスが体験できる。イベントでは、ポイントカードを作成し、より多くのスポーツに触れてもらえるような仕組みを作っている。障害者スポーツ種目単体での体験会では集客が難しいため、ほかのスポーツと一緒にイベントを開催することで、障害者スポーツを体験してもらい、親しみを持ってもらえるように取り組んでいるとのことである。



#### 

2年前から施設近隣中学校の1年生を対象に、車いすバスケットボールの体験授業を実施している。 この事業は、施設と湘南スポーツクラブ(車いすバスケットボールチーム)、川崎市スポーツ協会、総 合型スポーツクラブSELFの4者でタッグを組んで行っており、橋渡し役は、川崎市が担っている。また、 専用車椅子や指導者の手配は、主に湘南スポーツクラブが行っている。

障害者スポーツは専用の用具を用いて行う場合が多く、体験会の開催にあたっては、その手配など 難しい面がある。仮に施設で専用の用具を購入できたとしても、保管場所の問題が生じてしまう。

宮前スポーツセンターでは、独自で用具を購入する選択肢を採らず、他団体と連携して行うことで、 体験会の開催が可能となっている。

このように、他団体との連携は、施設の可能性を広げるうえで、有用な手段のひとつであると思われる。



体系事業の様子①



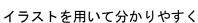
体系事業の様子②



### 

施設内のいたるところに、大きな文字で書かれた手作りの案内ボードがあった。その一つ一つがカラフルに作られており、漢字にも振り仮名が振られているため、視覚障害のある方や高齢者、子供も見分けやすい工夫がされている。







カラフルな掲示物

また、障害者専用駐車場の地面には、ソーラーライトが埋め込まれており、夜間でも障害者専用駐車スペースというのがわかりやすい工夫がされていた。これは館長自ら取り付けられたそう。



館長自らソーラーライトを取り付けた

### 3. 磯子スポーツセンター

名称	磯子スポーツセンター					
所在地	神奈川県横浜市磯子区杉田					
施設種類	第1体育室、第2体育室、第3体育室、トレーニング室、ウェイトリフティング室、					
	研修室					
利用者数	平成28年度: 352, 478人					
	トレーニング室・個人利用:2,026人					
	平成29年度:88,736人					
	トレーニング室・個人利用:506人					
	※平成29年7月~平成30年3月まで吊り天井工事					
	平成30年度:246,917人					
	トレーニング室・個人利用:1,128人(1月末現在)					
指定管理者	横浜市体育協会					

# 1

#### ≫ 地域の団体との連携

磯子スポーツセンターでは近隣地域にある様々な団体と連携して数多くの事業を実施している。区内の企業、NPO法人、就労施設等と共同でスポーツイベントを開催している他、定期的なスポーツ教室も行っている。

#### 1. 「区内障がい者団体運動会」

区内にある障害者施設をとりまとめて、障害福祉サービス事業を行っている有限会社ジョイという 団体が主体となって年に1回この運動会を実施している。この会社は、上杉惇(うえすぎ あつし)氏 という全盲のパラリンピアンが代表を務めており、約20年前から、磯子スポーツセンターと交流があ ることから、両者が協力して様々なイベントや取り組みを行ってきた。運動会は、区内の障害者関連 施設がほぼ参加しており、区長も駆けつける大掛かりなイベントとなっている。参加者も250名程度と 非常に多い。

土日は介助者が参加できないことが多いという理由から、この運動会は平日に開催している。

#### 2. 「障がい者フットサル教室」(別称: COSMOS)

就労施設で働いている方達を中心とした「COSMOS」という名称のフットサル教室を毎月1回、日曜日に開催している。この教室が始まったきっかけは、「横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ」という小中学生の障害者を対象に様々な地域交流事業を行っている施設があるが、高校生になった方達が交流を図れる場を作るためにフットサル教室を開くことになり、磯子スポーツセンターは場所、指導、安全管理を担当している。「横浜市新杉田地域ケアプラザ」という就労施設も、就労者に向けてフットサル教室への参加を勧めている。メンバーの登録は「横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ」が行っている。

参加人数は13人程度であり、主な参加者は知的障害や自閉症の方、精神障害の方で、身体障害者は参加していない。

## 2 \*\*

#### ※ 協会を通じた共通の取り組み ※※※※※

指定管理者となっている横浜市体育協会が主導となり、各スポーツセンターで共通の取り組みや情報共有を行っている。共通の取り組みとしては以下が挙げられる。

- 1. 障害者スポーツ支援の一環として、各スポーツセンターに最低 1 名の初級障がい者スポーツ指導員を配置するように指示。平成 30 年度は 12 名が取得し、合計 16 名になっている。来年度までにはすべてのスポーツセンターに配置される予定。また、誰もが安心して施設を使用していただけることを目的に、サービス介助士も全スポーツセンターに配置を進めている。
- 2. 障害者のスポーツ活動について正しい理解と認識を深めるために、全職員を対象にインクルーシブスポーツ推進担当課が主管となり、横浜市内にある障害者スポーツ文化センター「横浜ラポール」の職員を講師として招き、全職員を対象に「こころのバリアフリー」という研修を3回実施。(研修は、スポーツセンターのみではなく、協会全体としての取り組み)
- 3. 全スポーツセンターに対して、施設内の掲示物にユニバーサルデザインフォントを採用するように推奨。磯子スポーツセンターは、スポーツセンターの中でもいち早く採用した。
- 4. 全スポーツセンターに対し、次回の備品調達の際に、車椅子用の卓球台を必ず 1 台購入するように指示。利用する方が誰でも卓球をできるようにという考えから購入を決定。
- 5. 全スポーツセンターのホームページ内に施設のバリアフリー状況を案内するため「障がいのある方へ」というページを作成するよう指示。協会として、障害を持っている利用者にはまずは情報発信することが重要であるという考えがあり、その結果、要望が出てくれば改善すべき点を検討できるとも考えている。
- 6. 月に1回所長会を開催し、情報共有している。必要情報は社内LANでも発信しており、毎月、全スポーツセンターが利用者の意見を報告、共有している。
- 7. 自身が伝えたいことを上手く伝えられない利用者に対して、受付にはコミュニケーションボードを用意している。また、タブレット PC も用意し、筆談も可能となっている。

その他の取り組みとしては、平成30年度、協会内にインクルーシブスポーツ担当課を設置し、障害者スポーツの推進に関する業務を推進している。

このように、利用者にとってより使いやすくなる施設になるように、協会が主導して全スポーツセンターの情報を集約し、また、共通に取り組むべき点を指示している。

### 3 ※ 今後の取り組み ※※※※

すでに、地域との連携や、協会主導での取り組みや工夫を行っているが、協会としては、更に利用 しやすい施設にするべく、利用者視点に立った改善を行うことを検討している。

また、平成31年3月に、「NPO法人湘南バリアフリーツアーセンター」を介し、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会を対象とした講習会の開催を予定している。(※磯子スポーツセンターへのインタビューは平成31年2月に実施)

また、2019年度は、各スポーツセンターでモニターツアーを実施し、障害者にとって不便に感じる 点、使いやすい点などを客観的に洗い出して、更なる改善を図ることを検討している。

その他に、磯子スポーツセンターでは、フットサル教室に参加している障害を持っているメンバーをスタッフとして採用することを現在検討している。身体障害ではなく精神障害を持っている方になるため、採用を検討すること自体が難しいとのことだが、長年、地域の様々な施設と連携して障害者と向かい合ってきたことで信頼関係が生まれ、検討することとなった。採用が実現すれば、就労施設として地域に貢献でき、施設としても、より障害者視点に立ったサービスの実現に繋がることを期待している。

### 4. 駅西むつみ体育館

名称	駅西むつみ体育館(金沢市障害者高齢者体育館)					
所在地	石川県金沢市駅西本町					
施設種類	体育館、多目的室、ボウリング室、機能回復訓練室(リハビリ室)					
利用者数	個人利用(障害者): 632人/年(平成29年度)					
	団体利用(障害者): 3, 209人/年(平成29年度)					
	個人利用(高齢者): 4,480人/年(平成29年度)					
	団体利用(高齢者): 22,115人/年(平成29年度)					
	個人利用(一般): 433人/年(平成29年度)					
	団体利用 (一般): 2,916人/年 (平成29年度)					
指定管理者	株式会社エイム					



# 1

### ≫ 指定管理者との連携

駅西むつみ体育館では、指定管理者として株式会社エイム(3期13年目)を採用している。

「むつみ健康クラブ」では、皆勤賞の方や誕生日の方に表彰を行ったりお菓子などのプレゼントを渡したりしているそうだが、これは指定管理者の案だそう。(※「むつみ健康クラブ」については後述)また「障害者・高齢者の方にとっていこいの場となるように」の方針のもと活動されており、スポーツの枠に捉われず月に1回季節のイベントが開催されていることも駅西むつみ体育館の特徴となっている。これも指定管理者の導入による影響が大きい。このほか振り込め詐欺対策の講習会や、地震を疑似体験できる起震車による防災訓練などもおこなっており、こうした取り組みは利用者の方からも好評とのことである。

#### (平成30年度イベント)

4月	お花見
5月	運動会、ファッションショー
6月	ボウリング大会
7月	高齢者・障害者AED講習会
9月	日帰り旅行・カラオケ大会
10月	むつみ元気祭り
11月	ハロウィン
12月	クリスマス会
1月	折り紙教室
2月	節分
3月	ひな祭り

## (2)

### ※ 利用者とのコミュニケーション ※※※※

駅西むつみ体育館には、37年前に発足した「むつみ健康クラブ」というクラブがある。週に3回、このクラブに所属する障害者の方や高齢者の方が集まり、体操などをしてみんなで一緒に体を動かしている。現在の参加者は200名ほどとのことで、そのほとんどが口コミをきっかけにクラブの存在を知った方々とのこと。講師を「石川県スポーツレクリエーション協会」の方が務められていることもあり、館長はこのクラブに対する施設の役割は機会や場の提供であるとし、施設として会費を徴収していないとのことだった。むつみ健康クラブでは3か月クラブを欠席している方がいたら、クラブに所属しているその方のご友人になぜ欠席をしているのかを聞いたり、ハガキを送ったりして、機会の提供以上の取り組みをされていた。これは一人ひとりの利用者の顔を把握し、そのうえで利用者間の交友関係なども把握しているからこそ行えることであり、その方が一人暮らしかどうか、どのような障害を抱

えているのか等を把握している。

視覚障害者の方が来館することがあらかじめわかっていれば、入口の付近で音声ガイドを流したり、知的障害者の方は夏場でも休憩を取らずにスポーツをすることに夢中になり、熱中症の危険性が高まるので休憩を促すなど、個人の障害種に応じた対応を行っている。

また利用者の方の把握をすることによって、おのずと初めて来られた方にすぐに気づくこともでき、 初来館者に対する館内利用の案内がスムーズに行うことができ、利用に対する不安を取り除くことが できる。

施設と利用者の日々のコミュニケーションが、充実したサービスの提供に繋がっていると感じた。



#### **※ 持ち運びが不便な道具の預かり ※※※※※※※※※※**

駅西むつみ体育館では、道具を預かるスペースを設けている。障害者スポーツは車椅子等大型の道 具を用いる機会が多いことも特徴のひとつである。

障害者の方々にとって毎回車椅子を持ってくるのは相当な労力を要する。そのため施設では預かるスペースを設けている。また電動車椅子に関しては、預かるだけではなく、充電も行っている。少しのスペースの開放が障害者の方の利便性を格段に向上させていた。



「Jamaney」という車いすバスケットボールチーム専用の棚になっている

### 5. 滋賀県立武道館

名称	滋賀県立武道館		
所在地	滋賀県大津市におの浜		
施設種類	相撲場、会議室、研修室、弓道場、柔道場、剣道場		
利用者数	平成29年度:約105,000人		
	(うち障害者:200人)		
指定管理者	公益財団法人滋賀県スポーツ協会		



# 1

#### ※※ 障害者対象の大会開催

滋賀県立武道館では、これまでに障害者の方を対象とした大会の開催経験がある。障害者の大会開催時は大会主催者と施設で事前に打ち合わせを行い、必要なサポートについて確認を行うようにしている。これまでは大会運営者や各チームの引率者が必要なサポートを充分に理解しているため、施設として特別な対応をしたことはなかったが、こうした事前打ち合わせを行うことで、いつでも必要なサポートを行うことができるようになっている。

また観客席には身障者用観覧席があるためスポーツをみる際にも利用しやすくなっている。



身障者用観覧席は観客席の最上段に設置されていた

### 2

### 

武道館の各施設のドアは入口専用のものと出口専用のものに分かれている。専用ドアになる前に、 一方の側からドアを開けた際、もう一方の側にいた人の足にぶつかり怪我をしてしまったことがあり、 これがきっかけで専用ドアが設置された。

これは障害者の方の利用を想定して設置された訳ではないが、この案内があることで、障害者の方も安心して利用することができる。

案内表示自体もとても分かりやすく、だれが見ても一目で分かるようになっている。



ドアに案内をつけて入口専用と出口専用を分けている

### 6. におの浜ふれあいスポーツセンター

名称	におの浜ふれあいスポーツセンター				
所在地	滋賀県大津市におの浜				
施設種類	体育館、プール、トレーニングルーム				
利用者数	プール約500人(1週間)				
	アリーナ約100人(1週間)				
	障害者利用50人(1週間)				
指定管理者	株式会社ビバ				
	※平成31年3月まで				





### (1) ※ ソフト面、ハード面ともに充実 ※※※※※

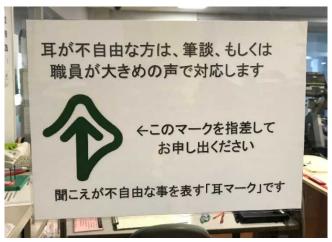
特定非営利活動法人プール・ボランティアが行っている「障がい者対応研修」を施設として受講し しており、スタッフは、障害者のプール入水の配慮の仕方や監視の仕方などに関する研修を受講して いる。

研修を受講していることや筆談対応可を表す掲示物があることで、障害者の方は安心して利用する ことができるのではないだろうか。

またひとつひとつの出入口が大きく、車椅子の方でも利用しやすいのも特徴的であった。またプールでは車椅子で入水できるコースが1コースあり、施設全体的にバリアフリーが整っている印象を持った。



車椅子でも簡単に出入りができる



筆談対応可能を示す掲示物

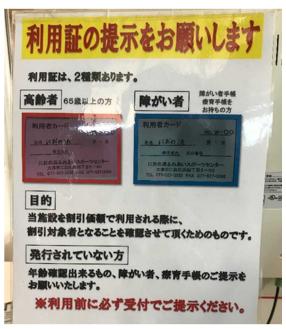


### ※ チップを用いた利用者とスタッフの意思疎通 ※※※※※※

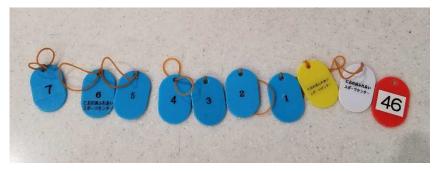
すべての利用者は、受付で渡されたチップを各施設のスタッフに渡すようになっている。そのチップは、青がプール利用の障害者用、白がプール利用の一般用、黄色がプール利用の高齢者用、赤がジム利用者用と、4種類に分かれている。

施設を利用する前に、利用者が担当スタッフにチップを渡すことで、自身が障害者であることをスタッフに認識してもらうことができる。なお、利用者にはこの色分けの意味や目的を伝えていないので、障害者の方のプライバシーは守られている。

障害者の方の中には必要以上にコミュニケーションをとることやサポートを受けることを求めない方々もいる。その利用者の方が、施設側とどれくらいの距離感を求めているかをつかむことは、非常に難しくベテランスタッフでも頭を悩ませる点である。しかしこのチップでの意思疎通は、そういった点に頭を悩ませる必要がなくなり、またチップの受け渡しの際に必ず利用者とスタッフ間でコミュニケーションが発生するので、施設側が利用者の方を理解するスピードはむしろ早まるのではないかと思われる。



受付に設置されている案内



実際に使用されているチップ

### 7. 安佐南区スポーツセンター

名称	広島市安佐南区スポーツセンター				
所在地	広島県広島市安佐南区伴東				
施設種類	プール (25mプール、小プール)、体育室 (大体育室、小体育室)、弓道場 (遠的、				
	近的)、トレーニング室、柔剣道場、テニスコート (クレー系コート)、会議室				
利用者数	平成29年度: 250, 911人				
	(うち障害者を含む個人減免対象者:1,765人)				
	※【個人利用料の減免について】				
	次の方は個人利用料(コインロッカーを除く)が免除。				
	原爆障害者章(バッジ)、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病手				
	帳、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人				
指定管理者	公益財団法人広島市スポーツ協会				





# 1

#### 

広島市安佐南区スポーツセンターは1985年に建てられ、以降、地域住民が運動をする場を提供してきた。また、1994年にはアジア競技大会、1996年には第51回ひろしま国体が広島市で開催されたが、その際に、参加選手の練習場としてスポーツセンターを開放した。

施設設立以来、利用者数が年々増え、一時期は、プールが人で埋まってしまうために時間制を設けるなど、市民にとってはなくてはならないスポーツセンターとして地域に根付いてきた。しかし、広島市が各区(8区)にスポーツセンターを設立してからは、各地区の施設を利用する住民が増え、当施設の利用者数は減ったが、より地域と密接な関係を持つ施設となった。現在は、年々変わっていく利用者の属性やニーズにあわせて、設備およびサービスの内容を見直し、より利用しやすい施設になるべく、様々な取組みを行っている。

以下は、利用者の要望や意見を踏まえて見直した事例の一部である。

#### 1. 施設利用者への障害の周知に関する工夫

受付で障害者が介添えを申請した場合、介添え者も利用料全額免除となり、介添者にリストバンドをつけていただき、障害者の介添えであることを周りに知ってもらうことができる目印となる。障害を持った利用者は、受付時に希望すれば、このリストバンドを着用できる。

視覚障害者からの意見を参考にし、障害を持っている利用者には、任意で緑色のゴム製のリストバンドを手首につけてもらっている。これは、健常者と障害者でお互いが配慮しあえるよう、自身が障害を持っているということを周りに示す方法はないかという利用者からの要望を受けて導入された。



リストバンド

#### 2. プールでの事故防止対策

プールの入水用のハシゴに足をかける際に、滑って危ないという利用者からの声を受けたことがきっかけで、1年ほど前からハシゴにロープを巻くようになった。現在、ロープは年に2回、巻きなおしている。これは障害の有無は関係なく、すべての利用者が使いやすくなるようにという思いから導入された取り組みである。



はしごにロープがまかれている

#### 3. 障害者専用駐車場の移設

駐車場内には、3 台分の障害者専用駐車スペースが設けられていたが、昨年の3月に、施設の出入口正面のスペースに移設された。施設内の受付からも見える場所に移設されたため、利用者もより安心して利用できるようになり、アクセス面でも使いやすくなった。また、一部の利用者によるマナー違反を防ぐことにも役立っている。



正面玄関の目の前に障害者専用駐車場を移設

#### 4. 現状設備を活用した配慮

プールを利用する際に、車椅子を使用している方達と、利用者と介助者の性別が異なる方達の 為に、プールサイドにある保健室を一時的に更衣室として使用している。

常設されている更衣室はバリアフリーではなく、また、性別が違う方の利用はできないため、 実質的には、上述した方達がプールを利用することは不可能であったが、現状設備を活用すると いう柔軟な対応により、利用層を拡げることに繋がった。

従来は保健室として使われているため、すのこをひいたりはせず、利用後は都度、スタッフが フロアの水を拭き取るなど、衛生面への配慮もされている。

## 2

#### ※ 連携機関との情報共有

広島市では、地域スポーツの活性化のために、コーディネーターと呼ばれる市の職員を各区に2名ずつ、計16名配置している。この16名のコーディネーターが中心となり、各スポーツセンターでは、体育協会や区の連合会等と情報共有し、事業を一緒に行っている。仮に、民間企業が施設の指定管理者として選定されたとしても、コーディネーターはそのまま残る仕組みとなっている。

現在、市内8区にあるスポーツセンターは、月に1回集まって会議を行い、情報共有をしている。会議では各スポーツセンターで抱えている課題や取り組みなど、様々な内容が議題として挙げられており、プールサイドにある保健室の利用についても、この会議で議論された。他にも、プールでウォーターシューズや眼鏡の利用を認めるかどうかといったことも議論されている。元々あるルールをそのまま変えずに、頭ごなしに利用不可とするのではなく、どうすれば利用できるようになるかという前提で検討しており、市とも協議して、プールに持ち込み可能とする水泳用品の基本的な基準を作成した。最終的には、例えば眼鏡については、条件付きではあるが、施設長の判断で利用可否を決めて良いということになった。

また、広島市スポーツ協会は様々な競技の集合体として、各競技団体の関係者が理事を務めているが、現在は障害者スポーツ協会所属の方にも理事として入ってもらい、障害者の視点に立って意見を述べてもらっている。



### 

広島市スポーツ協会では、短時間勤務のアルバイト等を除き、接遇や人権等について研修を行う制度があり、さらに安佐南区スポーツセンターでは、管理する側の職員だけが知っていて、実際に多くの接客を担当することになる現場のスタッフが知らないというようなことにはならないように、主任が作成する研修資料を使って、AEDなどの救急方法、クレーム対応、障害者差別解消法のことなど、事例も踏まえてスタッフに教えている。また、研修では、緊急時の避難方法についても確認しているが、常に障害者、高齢者が施設を利用している可能性があるということを意識するように心がけている。

館長の方針のもと、対応する職員、スタッフ全員が利用者の立場を理解し、差別することなく、すべての方に気持ちよく利用してもらえる施設になれるように、このような研修を行っている。

## 第6章 考察

#### はじめに

第2期スポーツ基本計画では、障害者が健常者と同様にスポーツに親しめる環境を整備することによって、2021年度までに障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度(若年層( $7\sim19$ 歳)は50%程度)とすることを目指している。

笹川スポーツ財団「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究2018」によると、障害者の運動・スポーツ活動のために、専用で利用、あるいは優先的に利用できる「障害者専用・優先スポーツ施設」は、全国に141施設あることがわかった。またスポーツ庁では特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点とする取組を進めているものの、冒頭の目標達成に向けて、これだけでは限界があり、約937万人(内閣府「障害者白書」(2018))の障害者に対応していくためには地域の公共スポーツ施設や民間のスポーツセンターでの受け入れが不可欠になってくる。

さらに、2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、国・地方公共団体・民間事業者に対して、障害を理由として、正当な理由なく、「不当な差別的取扱い」をすることを禁止している。また障害者が日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くために必要な合理的配慮を行うことを求めている。こうしたことからも、地域の公共スポーツ施設や民間のスポーツセンターで障害の有無に関わらずだれもがスポーツに親しめる環境を整備することは喫緊の課題だと言える。

そこで本調査では、地域のスポーツ施設で障害者の受け入れの門戸が一層開かれ、スポーツが共生 社会の実現の一助となるよう、障害者のスポーツ施設利用における現状を把握することを目的とした アンケート調査と、すでに障害者の利用促進に取り組みつつある施設に対してロールモデルとなりう る事例を調査することを目的にヒアリング調査を行った。

以下、調査結果から見えてきた今後の課題について考察した。

### 1. 障害者の受け入れができる人材の育成

本調査の結果からは、地域のスポーツ施設に障害者スポーツの指導に関する資格を持っている職員がいることはそれほど多いとはいえない (P16)。東京都や埼玉県のように、公共スポーツ施設における障害者の受け入れマニュアルを作成している例もあるが、こうした動きは始まったばかりである。

例えば平成30年度「障害者スポーツ推進プロジェクト(地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業)」(スポーツ庁委託事業)を受託している徳島県では、障がい者スポーツセミナーを開催し、障害者スポーツ推進の意義、スポーツ活動の場面での障害者との接し方を県民が学ぶ場を設け、そのセミナーを受講した県民は後日開催された障害者スポーツの体験会に指導者として参加するというような取り組みを実施している。

また障害者専用・優先スポーツ施設のひとつである大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)では、施設でボランティアを登録しており、事業を実施する際に協力を要請している。

これらの例はプロジェクトの一環であったり、障害者専用・優先スポーツ施設として先進的に取り組んできたりした例ではあるものの、このような例も参考に、地域で障害者スポーツに関わる人材の裾野を拡大していくことが重要と考えられる。

社会福祉法人太陽の家(大分県別府市)の敷地内にあるスポーツ施設「サンスポーツセンター」には、体育館とトレーニングルームがある。太陽の家は障害者の就労と自立支援を目的に1965年に設立され、敷地内には障害者の作業訓練場などがある施設だが、健常者でも「サンスポーツセンター」を利用することができ、近隣の高校のバスケットボール部の活動が行われることもある。普段から障害者と健常者が近い距離で生活することは共生意識の醸成に大きく寄与することが考えられる。人材の育成にあたって、共生意識が芽生える環境づくりも大事な点である。

また、同一の指定管理者が複数のスポーツ施設を管理している場合に当該指定管理者が管理する施設の間で障害者への対応に関するノウハウを共有したり、地方公共団体が中心となって地域のスポーツ施設の管理者が集まりノウハウを共有するような仕組みづくりも有効である。

徳島県では、行政部局(スポーツ所管課、障害福祉所管課、学校体育所管課、特別支援教育所管課)、 県障がい者スポーツ協会、県内スポーツ振興団体、障害者当事者団体、有識者、総合型地域スポーツ クラブが一堂に会する実行委員会を開催している。この会を通して各々の存在が近くなり、イベント の開催、道具の共有や指導者の交流などが活発になっているということだった。

障害者スポーツに関わる様々な関係者が情報を共有し各々の団体に持ち帰ることは、1人でも多くの人に障害者スポーツへの理解を深めてもらうにあたり非常に大事な点だ。様々な垣根を超えて担い手が集まることにより、情報交換の密度が濃くなるだけではなく、上記のような波及効果も期待できる。こうした取り組みは始まったばかりであるが、今後の拡大が期待される。

#### 2. 利用者に安心感を持ってもらうために

本調査の結果からは、個人利用、団体利用問わず、約半数の施設で、利用者に対して障害の有無に関する確認が行われていない現状にある(P18、21)。施設を利用するすべての人が快適に利用できる環境の整備が求められる中、利用者の特性を把握できていないという点は今後改善が必要と考えられる。

例えば障害のある利用者に受付でチップを渡したり (におの浜ふれあいスポーツセンター)、リストバンドを渡したり (広島市安佐南区スポーツセンター) することで、職員が利用者の障害の有無を確認できるように工夫し、意識的に目を向けることができるようにしているケースもある。このような方法であれば、実施することは比較的容易なのではないだろうか。

障害のある人とない人が一緒にスポーツをする際、現状のスタッフ数では安全が確保できず対応が 困難な場合には、利用時間を工夫することも一案である。例えば、障害者優先スポーツ施設である大 阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)(大阪府堺市)では、障害の有無に関係なく 利用することができる交流型施設としては珍しく、「障害者専用利用時間」を設けている。

また、障害者優先アリーナを有する仙台市新田東総合運動場(元気フィールド仙台)(宮城県仙台市)では、仙台市が主催または共催する事業、もしくは施設が主催または共催する事業での事例に限られるが、事業の対象の団体に対して、通常よりも早い利用開始時間を認めたことがある。

これらの施設では、障害者の専用利用時間があることで施設の職員は見守りを充実させることができている。

玉野市総合体育館(岡山県玉野市)では、体育館の職員が市内の知的障害者の施設に出張して体操を行う機会を提供している。行政が体育館と障害者施設の橋渡し役となり、こうした取り組みが実現したということだった。体育館の職員は、体を動かすことの楽しみを知ってもらい、将来的には体育館を利用してもらえたらと話していたが、今後はこうしたアウトリーチ活動を通じて、障害者の方と施設職員との距離が縮まり安心感を持ってもらうこともひとつの手段である。

掲示物を大きく目立つものにしたり、専用駐車スペースの運用方法を工夫したりするだけでも障害者の利用のしやすさは向上し、利用する障害者の安心感は増す。施設の職員数が限られている中で、いかにして障害者が安心して施設を利用できる環境づくりを進めるかは、すべての施設で検討すべき事項のひとつである。

### 3. 地域の障害者スポーツ用具の保有資源の活用

障害者スポーツ用具の貸し出しを行っている施設は少数であり (P33)、貸し出しを行っていない理由としては、「施設が障害者スポーツ用具に対応していない」「そもそも貸し出しについて内部で検討したことがない」という回答が多くなっている (P35)。実施可能な障害者スポーツ種目や今後対応を充実させたい障害者スポーツ種目の質問においても、各種目で回答の割合が低くなっている (P30、31)。これまで、地域のスポーツ施設における障害者の利用が少なく、障害者スポーツ用具の貸し出しのニーズも少なかったために、用具の購入を検討しようとすることは少なかったのではないかと推測される。

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団「2016(平成28)年度 障害者スポーツの振興と強化に関する調査研究報告書-テレビ放送、選手認知度、大学による支援に注目して-」において、北京パラリンピック、ロンドンパラリンピック、リオデジャネイロパラリンピックの日本国内での地上波テレビ放送時間は、リオ大会は、北京大会から約4倍、ロンドン大会から約3倍の増加となり、リオ大会において急増したことが明らかになった。東京大会の開催決定が、急増の一つの要因だと思われるが、こうしたことからも、東京パラリンピック開催を契機に障害者スポーツの注目度が高くなっていることが推察される。

このような絶好の機会を捉えて、障害者が身近な施設でスポーツを実施できる環境整備を進めることが必要であるが、障害種別や種目によっては用具がないことが実施の障壁となっているケースも少なくない

玉野市総合体育館(岡山県玉野市)ではフライングディスク、ボッチャ、競技用車椅子の体験会を 行った際、施設に用具がないため岡山県障害者スポーツ協会、地元大学からレンタルし対応していた。 各施設において、既存の用具を工夫して使いながら障害者の受け入れを進めつつ、障害者の利用ニー ズが高まっていく中で用具の購入や利用可否の検討をするとともに、購入が容易ではない用具につい ては、地域の団体や他施設等が所有する用具を共有する仕組みなどを検討することが期待される。

### 障害者スポーツ推進プロジェクト (障害者のスポーツ施設利用及びスポーツ参加の課題等の調査研究) 報告書

平成31年3月発行

発 行 (株) サーベイリサーチセンター 東京都荒川区西日暮里2-40-10 電話 03-3802-6711(代表)

委 託 スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室